

環境影響評価手続マニュアル

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

平成13年3月

改訂 平成26年3月

改訂 令和2年11月

改訂 令和8年3月

目次

はじめに

1. 環境影響評価の手続の流れ

- (1) 手続の流れ 1
- (2) 各図書の概要 3

2. 各図書に係る手続の方法

- (1) 各図書の知事等への送付手続 4
 - (2) 各図書の公告および縦覧の手続 7
 - (3) 説明会の開催手続 11
 - (4) 各図書について住民等が意見を述べる手続 12
 - (5) 各図書についての意見書の写し等を知事・関連市町長に送付する手続 . 13
 - (6) 各図書についての知事が意見を述べるための手続 15
 - (7) その他の手続 16
 - (8) 適用除外の対象となる手続 16
-
- 手続フロー①～④ 18
 - 記載例①～⑪ 23
 - 様式例①～⑮ 34
 - 参考資料1（条例の対象事業） 49
 - 参考資料2（配慮書の作成について） 51
 - 参考資料3（工場・工業団地造成事業に係る適用除外） 53
 - 参考資料4（地域特性の把握等を行う際の留意事項） 57
 - 参考資料5（廃棄物および温室効果ガスに係る予測・評価） 61

はじめに

環境影響評価は、事業者自らが事業実施に伴う環境影響を事前に調査、予測および評価することを通じて、環境影響をできる限り回避または低減するとともに、必要に応じ損なわれる環境の価値を代償し、県や関係市町が実施する環境保全施策によって示されている基準や目標の達成に資するための環境保全措置を講じていく制度です。

このため、事業者が行う手続は、環境影響評価の信頼性を確保するためにも、滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40条。以下「条例」という。）および滋賀県環境影響評価条例施行規則（平成10年滋賀県規則第75号。以下「規則」という。）に基づき、適切に進める必要があります。

また、平成23年の環境影響評価法の改正により、事業計画の立案の段階で環境配慮を検討する配慮書の手続が制度化されたことを受け、条例も同様に改正し、同手続が平成26年4月1日から施行したところです。

このマニュアルは、こうした条例および規則に基づき、事業者の皆さんが環境影響評価を行う際に経なければならない手続のうち、主要なものを記載したものです。

環境影響評価を行おうとする場合には、このマニュアルの記載事項に十分留意いただき、手続に遺漏のないようにしてください。

特に、環境影響評価の対象となる大規模事業は、本県のインフラを形成する主要な施設整備に当たります。このため、手続を行う事業者は、本県が進める森・里・川・湖のつながりの保全・再生や持続可能な利用、生物多様性の保全、CO₂ネットゼロ社会づくり、サーキュラーエコノミーの推進、流域治水の推進および琵琶湖システムの推進（持続可能な農林水産業）等の施策を理解した上で、手続を通じて単に環境影響の回避・低減を検討するだけでなく、県内各地域の地域課題の解決や地域の魅力向上に貢献する事業となるよう努めてください^{参考資料4}。また、地域住民との合意形成が図られた事業となるよう、地元との調整等を進めてください。

関係図書の作成方法等環境影響評価に関する技術的な事項については、滋賀県環境影響評価技術指針（平成11年滋賀県告示第124号。以下「技術指針」という。）等を参照してください。

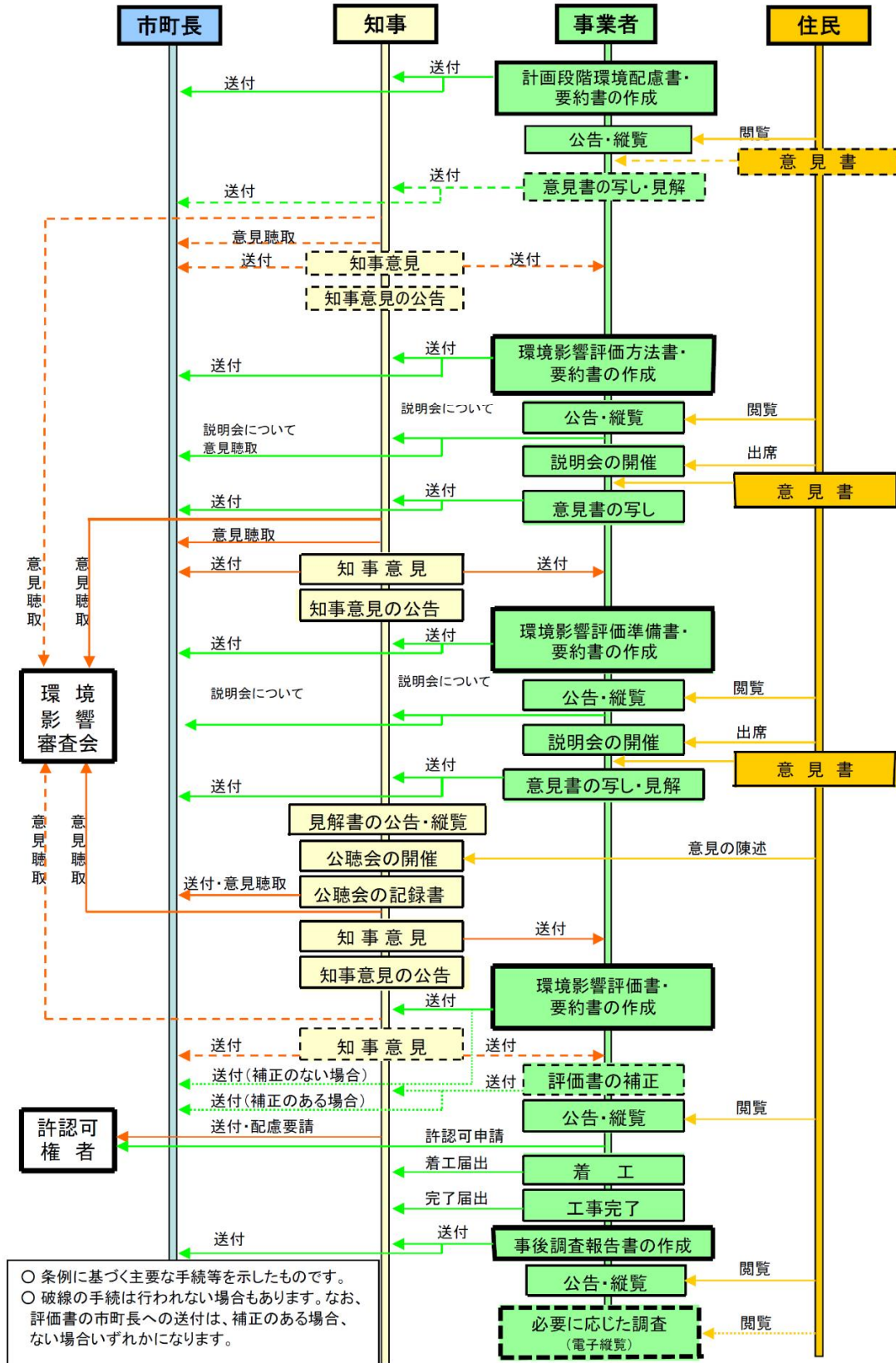
1 環境影響評価の手続の流れについて

（1）手続の流れ

条例に基づく環境影響評価の手続の全体の流れは、次ページの図のとおりです。

事業の実施に伴う環境影響の調査手法の検討や調査の実施、その結果等を記載した図書（配慮書、方法書、準備書、評価書など）の作成および公表、住民や関係市町からの意見聴取、環境影響評価審査会からの意見聴取ならびに知事意見の提出などの手続で構成されています。

滋賀県環境影響評価条例の手続きの流れ (H26.4～)



(2) 各図書の概要

作成するそれぞれの図書の概要は次のとおりです。

1) 計画段階環境配慮書 (配慮書)

事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うためには、可能な限り早期の段階において、環境保全の見地からの検討を加え、その結果を事業に反映していくことが望まれます。

このため、方法書の作成前の手続として、事業者は、対象事業の位置・規模や施設の構造・配置に係る複数の案の設定や、環境保全のために配慮すべき事項について検討する必要があります。これらの検討の結果を取りまとめたものが配慮書です。

また、事業者は、配慮書の手続において収集・整理した情報や検討結果を、方法書以降の手続に最大限に活用することが望まれます。

配慮書の手続は、別添手続フロー①のとおりです。

2) 環境影響評価方法書 (方法書)

事業の計画案について、あらかじめどのような項目や方法で環境影響評価を行うかを決定する必要があります。方法書の手続は、事業者自らが、環境影響評価の項目や手法等を記載した方法書を作成し、これを広く周知することにより、有益な環境情報を収集して、方法書の記載内容をより適切なものにしていくためのものです。

方法書の手続は、別添手続フロー②のとおりです。

3) 環境影響評価準備書 (準備書)

事業者は、方法書の手続を経て選定した環境影響評価の項目および手法に基づき、環境影響評価を実施します。その結果を整理し、環境保全に関する事業者自らの考え方をとりまとめたものが準備書です。

準備書は、環境影響評価の結果について意見を聴くための準備として作成されるものであり、その手続は、配慮書や方法書と同様、記載内容を広く周知することにより、準備書の記載内容をより適切なものにしていくことを主眼としています。

準備書の手続は、別添手続フロー③のとおりです。

4) 環境影響評価書 (評価書)

準備書について提出された住民意見や知事意見等を踏まえて、事業者が準備書の記載事項を修正し、環境影響評価の結果を確定させるための図書が評価書です。

評価書の手続は、別添手続フロー④のとおりです。

5) 事後調査報告書

評価書の公告が終了した後、事業者または当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引継いだ場合には引継いだ者（以下「事業者等」という。）は、関係する許認可等の手続を経て対象事業の工事に着手した場合において、あらかじめ設定した環境保全措置による効果が不確実であったもの等について調査や講じた内容を当該工事の終了後にとりまとめます。これを事後調査報告書といいます。

また、事業者等は、この事後調査報告書以外に別途、事業の工事中や事業の供用後にこれらを取りまとめて図書を作成、公表することができます。

※令和8年(2026年)3月から、対象事業のうち、工場・工業団地造成事業であって、事業予定地の全域が一定の地域(工場・工業団地の造成についての適正な環境配慮の観点から、配慮書および方法書に係る手続を行わないことの手続上の支障がないと認められる地域として、規則で定める地域)に含まれる場合については、配慮書または方法書の手続を適用しないこととする規定を設けています [参考資料3](#) [様式例⑮](#)。

2 各図書に係る手続の方法について

(1) 各図書の知事等への送付手続 ([配慮書](#)、[方法書](#)、[準備書](#)、[評価書](#)、[事後調査報告書](#))

事業者は、各図書を作成したときは、知事および関連する市町長に対し、各図書およびこの要約書を送付しなければなりません。

(配慮書：条例第5条の4第1項関係、方法書：同第6条第3項関係、準備書：同第13条第1項関係、評価書：同第19条第3項関係、事後調査報告書：同第32条の2第1項(要約書はありません))

1) 各図書の作成方法

- 配慮書については、技術指針や計画段階配慮手続に係る技術ガイド(平成25年3月、環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会編)等を参照してください。
※「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(環境省：環境影響評価情報支援ネットワーク)
http://assess.env.go.jp/files/0_db/seika/0064_01/guide.pdf
- 方法書などその他の図書については技術指針や技術検討会報告書(環境省環境影響評価情報支援ネットワーク)等を参照してください。
※「検討会(技術検討会等一覧)」(環境省：環境影響評価情報支援ネットワーク)
http://assess.env.go.jp/4_kentou/4-1_kentou/index.html
- 各図書の送付にあたっては、あらかじめその内容について十分検討のうえ、当課と協議し、送付手続後に手戻りが生じないようにしてください。
- 現地調査の結果等を受けた、希少な動植物の生息に関する情報については、種および場所を特定できないようにすること等の配慮が必要ですので、その掲載方法等については、あらかじめ当課と協議してください。
- 協議後の提出部数は、事業内容や図書によって異なる場合がありますので、あらかじめ当課に確認してください。
- 配慮書、方法書および準備書については、相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、これらの対象事業について併せて作成することができます。ただし、(2)の公告縦覧手続は、個々の対象事業ごとに行う必要があります。
- 各図書では、対象事業を行うことによるプラス面の影響(より良い環境を創出していくための取組)についても積極的に評価や環境保全措置に取り入れることにしてください。なお、プラス面の影響の具体例は、以下の環境省HPに掲載の資料(環境省環境影響評価情報支援ネットワーク)等を参照してください。
※「プラス面の影響に着目したポジティブ・アセスメント」(環境省：環境影響評価情報支援ネットワーク)
https://assess.env.go.jp/files/4_kentou/4-2_training/r6/r6_03_2-1.pdf

2) 各図書の作成・送付の時期

- 環境影響評価は、対象事業の実施前に行うものであることから、許認可等を伴う事業の場合は、当該許認可等の手続の前に環境影響評価の手続を行う必要があります。

ただし、関連する当該許認可等について、個別法令所管課の事前指導を受けることは差し支えありません。

- 各図書の作成・送付時期の考え方は概ね次のとおりです。各図書の具体的な送付時期については、あらかじめ当課と協議してください。

- ・ **配慮書** …位置や規模など事業の複数案を設定して比較・検討され、環境への影響等がとりまとめられた段階
- ・ **方法書** …配慮書の手続を経て事業案を絞りこみ、事業が実施されるべき区域において環境影響を行う方法（調査、予測、評価）の検討等が行われ、この結果が図書としてとりまとめられた段階
- ・ **準備書** …事業者において調査、予測、保全対策の検討等が行われ、この結果が図書としてとりまとめられた段階
- ・ **評価書** …準備書の手続を経て必要と認める修正を行い、とりまとめられた段階
- ・ **事後調査報告書** …評価書の告示を経て対象事業の工事に着手し、評価書で示した事後調査に係る計画に基づく工事中・造成後の調査の実施や講じた環境保全措置の効果を確認した結果が図書としてとりまとめられた段階

- 準備書については、知事は図書の送付を受けた日から起算して15日以内に、関係地域（対象事業に係る環境影響を受けると認められる地域）について事業者に意見を述べる場合があります。この場合に、事業者が必要と認めるときは、関係地域を修正しなければなりません。

その結果、新たに関係地域を管轄する市町が増える場合は、当該市町長にも準備書等を送付しなければなりません。

3) 各図書の送付先

- 各図書の送付先は知事と関連する市町長です。なお、知事（県環境政策課）に送付する場合は、配慮書は**様式例①**を、その他の図書は**様式例②**を参考に作成した送付書を添付してください。

- 関連する市町は、条例の規定により各図書において次のとおり異なります。また、市町は調査地域等のエリアによって複数ある場合があります。

- ・ **配慮書** …事業実施想定区域を管轄する市町（想定区域市町）
（事業実施を想定している区域を管轄する市町）
- ・ **方法書** …調査地域を管轄する市町（調査区域市町）
（一つの事業案の内容から設定される事業区域を含めた周辺の調査対象地域を管轄する市町）
- ・ **準備書**、**評価書**、**事後調査報告書**
…対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町（関係地域市町）
（方法書の調査区域市町と同様ですが、現地調査等の結果から変更する場合があります。）

- 評価書については、関係市町長への送付については、知事意見がない旨の通知（(6)の1）

を受けてから、若しくは知事意見を書面で述べられた場合の補正等の修正手続（(1)の5）の後となります。（条例第22条1項関係）

4) 準備書を修正して評価書を作成する場合（評価書）

事業者は、準備書についての知事意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、住民意見に配慮して準備書の記載事項に検討を加え、これを修正する必要があると認められるときは、その修正の内容に応じた措置をとらなければなりません。

（条例第19条第1項関係）

- 評価書については、準備書の手続における住民意見や知事意見等を踏まえて準備書の記載事項の修正を必要に応じて行います。

修正を行う場合には、上記1)～2)に加え、修正を行う場合にはその内容および程度に応じて次の措置をとらなければなりません。

① 事業内容・目的を修正する場合

- 事業規模の縮小や規則で定める軽微な修正等の場合を除き、方法書の手続から再度やり直す必要があります。手続の再実施が不要な「軽微な修正等」は次のとおりです。

ア 事業規模縮小

イ 対象事業の種類ごとに規則別表で定める軽微な修正（当該修正によって、関係地域が他の市町にまで広がらないことや、環境影響評価の程度が著しく増加しないことが条件）

ウ 規則別表に掲げる事業の諸元の修正以外の修正

エ 環境への負荷の低減を目的とする修正（当該修正によって、関係地域が他の市町にまで広がらないことが条件）

- なお、対象事業の内容を修正しようとする場合に、これが再手続を要する修正となるかどうかについては、別紙の「軽微な修正等の考え方」を参考にしてください。

② 事業者の氏名・住所の修正、対象事業の名称の修正、住民意見や事業者見解等の記載事項についての誤記の修正等の形式的な修正を行う場合

- 当該修正を行って、評価書を作成します。

③ ①および②以外の事項の修正を行う場合

- 環境影響評価（調査、予測、評価および環境保全対策の検討）のうち、必要な部分を修正してください。
- 具体的には、追加的な調査、環境保全対策の再検討等が考えられますが、対象事業に係る環境影響評価を全てやり直すことを求めるものではありません。
- 当該環境影響評価について、あらためて住民意見等の聴取手続をやり直す必要はありません。

5) 知事意見を述べられた評価書の補正等の手続（評価書）

事業者は、知事へ送付した評価書について知事意見（(6)の4）が述べられたときは、これを勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、これを修正する必要があると認めるときは、その修正の内容に応じた措置をとらなければなりません。（条例第21条第1項関係）

- 評価書の記載事項を修正する場合は、その内容および程度に応じて次の措置をとらなければなりません

① 事業内容・目的を修正する場合

- 事業規模の縮小や規則で定める軽微な修正等の場合を除き、方法書の手続から再度やり直す必要があります。この場合の軽微な修正等の考え方は、準備書の記載事項を修正する場合の上記4)①の考え方と同じです。

② 事業者の氏名・住所の修正、対象事業の名称の修正、住民意見や事業者見解等の記載事項についての誤記の修正等の形式的な修正を行う場合

- 当該修正部分について、評価書を補正します。

③ ①および②以外の事項の修正を行う場合

- 例えば、調査等の項目や手法の修正、環境影響評価の結果の修正、環境保全対策の修正が必要な場合は、その修正部分に係る環境影響評価（追加調査、環境保全対策の検討等）を行い、その結果を踏まえて評価書の補正を行います。この場合の環境影響評価の考え方は上記4)③と同じです。

④ 補正後の評価書の送付手続等

事業者は、環境影響評価の再手続を行う場合（(1)の5)①）を除いて、補正後の評価書を知事に送付しなければなりません。補正を必要としないと認めるときは、その旨の通知が必要です。また、当該送付または通知をしたときは、速やかに評価書を関係市町長に送付しなければなりません。（条例第21条第3項、第22条第1項関係）

- 評価書についての知事の意見を踏まえて、事業者が評価書の補正を行い、これを知事に送付するか、または補正を行わない旨を知事に送付し、評価書が確定したときは、これまで手続に関与した関係市町長に対して評価書の送付等を行うこととなります。

(2) 各図書の公告および縦覧の手続（配慮書、方法書、準備書、評価書、事後調査報告書）

事業者は、図書を作成したときは、図書を作成した旨等を公告し、これを公告の日から起算して1月間、図書および要約書を縦覧に供し、インターネットの利用等により公表しなければなりません。

（配慮書：条例第5条の4第2項関係、方法書：同第7条関係、準備書：同第14条関係、評価書：同第22条第2項関係、事後調査報告書：同第32条の2第2項関係）

1) 公告の方法

各図書の公告の方法については、次の方法の中から適切な方法により行うこととされています。（規則第4条の2関係）

- ア 滋賀県公報への登載
- イ 官報への掲載
- ウ 関係する市町の協力を得て、当該市町の公報または広報紙への掲載
- エ 日刊新聞紙への掲載
- オ 県の掲示板への掲示または関係する市町の協力を得て、当該市町の掲示板への掲示

- 滋賀県公報への登載については、県が必要な協力をしますので、必ず行ってください。（手数料は不要です。）
- 滋賀県公報への登載と他の方法を組み合わせて行うことは、差し支えありません。ただし、いずれの場合も、手続方法（原稿の締切等）について、関係機関と十分相談してください。

- なお、条例上の義務ではありませんが、規則に定める方法のほか、調査地域内の自治会での回覧等を行うことにより、きめ細やかな周知を図ることが望まれます。
- 評価書については、公告は当該評価書に対して知事意見がない旨の通知を受けてから、もしくは知事意見を書面で述べられた場合の修正手続後のいずれかになります。
また、事業の種類ごとに規則別表第3で定める許認可の申請や届出等の行為を行うまでに公告しなければなりません。（条例第22条2関係）

2) 滋賀県公報への登載手続

- 公告文案については、別添の記載例（配慮書：[記載例①](#)、方法書：[記載例③](#)、準備書：[記載例⑥](#)、評価書：[記載例⑨](#)、事後調査報告書：[記載例⑪](#)）を参考に作成し、あらかじめ当課と協議してください。
- 公告文案が確定したら、原稿を登載希望日の3週間前までに当課に提出してください。
なお、年度末等には、事務手続上、提出期限を早めることもありますので、事前に相談してください。

3) 報道機関への情報提供

- 条例上の義務はありませんが、配慮書、方法書、準備書、評価書については公告内容をさらに広く周知するために報道機関（滋賀県政記者クラブ）への情報提供を行ってください。
また、事業予定地が大津市以外の場所であるときは、当該事業予定地を管轄する市町の地方記者クラブへも同時に情報提供してください。
- 別添の記載例（配慮書：[記載例②](#)、方法書：[記載例④](#)、準備書：[記載例⑦](#)、評価書：[記載例⑩](#)）を参考に資料を作成し、当課に提出してください。
- その他報道機関への情報提供の方法については、当課と協議してください。

4) 県のホームページへの掲載

- 公告内容は、「滋賀県公報インターネット版」に登載するほか、当課のホームページにも掲載します。
滋賀県公報インターネット版：
<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/zyourei/kouhou/>
当課ホームページ「環境影響評価について」：
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyou/304581.html>

5) 各図書縦覧の場所

- 各図書の縦覧場所については、次の場所のうち、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めることとされています。（規則第4条の4関係）

ア 県の庁舎その他の県の施設
イ 関係する市町村の協力が得られた場合は、当該市町の庁舎その他の当該市町の施設
ウ 事業者の事務所
エ 上記のほか、事業者が利用できる適切な施設

- 少なくとも次の場所では縦覧してください。

ア 県庁総合企画部県民活動生活課県民情報室および事業予定地を管轄する県の環境事務所
イ 関係市町の本庁舎および事業予定地を管轄する支所

- 規則で定める場所であって上記以外の適切な場所がある場合は、必要に応じて、追加また

は上記の縦覧場所に替えて変更して縦覧することは差し支えありませんが、縦覧場所を定めるときは当課と協議してください。

6) 縦覧の期間

- 各図書の縦覧期間は、「公告の日から起算して1月間」です。
- この場合の期間計算は、例えば月の初日に公告を行った場合は、当該月の日数に関わらず当該月の末日までとなります。
(例) 月の初日に公告を行う場合 縦覧期間 △月1日～当月末日まで
月の15日に公告を行う場合 縦覧期間 △月15日～翌月14日まで
- 期間計算の例で示したように、縦覧に供する1月間は、休日も算入されることとなります。
- 縦覧の満了の日が、縦覧できない日(閉庁日等)である場合は、縦覧期間を縦覧可能日まで延長して、支障が生じないようにすることが望まれます。
- また、透明性や住民等への利便性の向上、対象事業に係る円滑なコミュニケーションの促進の観点から、事業者は自らが管理するホームページにおいて、縦覧期間の終了後も各図書の継続公開を行うことが望まれます。

7) 縦覧場所の借用

- 縦覧場所の借用について、事業者から施設設置者あて文書により借用をしてください。
- 依頼文書(様式例③参照)は、県の施設の場合は、当課に上記1)の公告原稿の提出時に併せて提出してください。市町の施設の場合は、同時期に市町のアセス担当課または対象事業担当課を通じて施設管理者に提出してください。

8) 縦覧場所の管理者との調整

- 縦覧場所の管理者の協力が得られるようあらかじめ次の事項について調整しておいてください。

ア 公告文(A3サイズに拡大したもの)の掲示
イ 意見書の提出((4)参照)に必要な意見書箱、意見書の様式の設置
ウ 縦覧および意見書の提出について問合せがあった場合の対応方法(図書の貸出し、コピーの申出があった場合の対応を含む。)
エ 意見書箱に投函された意見書の回収方法

- 評価書および事後調査報告書については住民意見の聴取手続がありませんので、意見書箱の設置等は不要です。

9) 各図書の貸出し、コピーについて

- 各図書の貸出し、コピーを求められた場合は、特に支障がない限り、認めてください。
- 貸出しやコピーの申し出に備えて、縦覧用の方法書の他に余部を縦覧場所に備える等の方法がありますが、縦覧場所での協力が必要なため具体的な貸出し等の方法については縦覧場所の管理者と相談してください。

10) 各図書の電子縦覧について

- 事業者は図書を作成した時は、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければなりません。

(配慮書：条例第5条の4第2項関係、方法書：同第7条関係、準備書：同第14条関係、
評価書：同第22条第2項関係、事後調査報告書：同第32条の2第2項関係)

- 公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとします。

(1) 事業者のウェブサイトへの掲載

(2) 県の協力が得られた場合にあっては、県のウェブサイトに掲載すること。

(3) 関係する市町の協力が得られた場合にあっては、当該市町のウェブサイトに掲載すること。

(配慮書：規則第4条の5第1項関係、方法書：同第7条の2関係、準備書：同第11条の2関係、
評価書：同第29条の2関係、事後調査報告書：同第39条の2関係)

- 上記5)での縦覧に加え、平成25年の条例改正により、各図書の閲覧に係るアクセスの利便性の向上を目的として、事業者は、これら図書をインターネット等による電子縦覧を行うこととなりました。電子縦覧の方法は次のとおりです。

① 事業者のウェブサイトへの掲載

事業者が、自らが管理するホームページを有する場合には、そのホームページに掲載する方法です。電子縦覧は、原則この方法により行うこととします。詳しくは、次の事項を参考にしてください。

- ・ 掲載にあたっては、一般に普及しているソフトを用い、当該ソフトが無料でダウンロードできる方法により掲載してください。
- ・ 掲載しているホームページがウイルスによる被害を受けないよう、また閲覧した人に被害を与えないよう、ホームページの管理には十分留意してください。
- ・ 事業者が自ら管理するホームページでは十分な管理が行えない等の理由により、事業者以外の者のホームページを利用する場合には、事業者のホームページにリンクを設定するなど、図書の閲覧が容易となるようにしてください。
- ・ 条例で規定する公表の期間は、ホームページのトップページに掲載する、またはトップページ上に掲載場所を明記（リンク）して、容易に閲覧できるようにしてください。
- ・ 事業計画段階において、準備書以降の図書を掲載する場合には、それまでの段階の図書についてもホームページで閲覧できるように努めてください。
- ・ 事後調査報告書を掲載する場合には、少なくとも評価書がホームページで閲覧できるように努めてください。
- ・ 事後調査報告書以外にも必要に応じた調査を実施した場合には、その調査結果もできるだけ閲覧するように努めてください。調査を複数回実施し、継続して報告書が作成される場合には、掲載される回以前の調査結果についてもホームページで閲覧できるように努めてください。また、調査が相当回継続される場合には、過去の事後調査結果を要約するなど、容易に閲覧できるように工夫してください。
- ・ 全ての図書は、事後調査報告が終了するまでの間は、できるだけ掲載に努めてください。

② 県のウェブサイトへの掲載

県のウェブサイトには、図書の全てを掲載することは原則行いません。ただし、県のウェブサイトには、以下の事項を掲載することとします。

- ・ 閲覧を行っている図書の種類
- ・ 事業者の名称氏名および住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる

事務所の所在地)

- ・ 事業の名称
- ・ 事業者の掲載しているウェブサイトのアドレス
- ・ 市町のウェブサイトに掲載される場合には、掲載される市町のアドレス
- ・ 条例に規定する公表の期間
- ・ 事業者の問合せ先

③ 市町のウェブサイトへの掲載

市町のウェブサイトへの掲載は、事業者自らが掲載を希望する市町と協議をし、市町の協力が得られた場合には、市町のルールに従って掲載をすることとします。原則として、県が市町へ申込等を行うことはありません。

11) 縦覧後の図書について

- 県庁県民情報室での縦覧後の各図書については、県の行政資料として、同室での閲覧資料に活用させていただきます。

(3) 説明会の開催手続 (方法書、準備書)

事業者は、方法書、準備書の縦覧期間内に、記載事項を周知させるための説明会を開催しなければなりません。
(方法書：条例第7条の2関係、準備書：同第15条関係)

1) 説明会の開催公告の時期

- 説明会は、環境の保全の見地から意見を有する者からの意見をしっかりと受け付けることが望ましいことや、公告手続の省力化の観点からも、方法書の縦覧公告と説明会の開催公告は、特に支障のない限り、同時に行ってください。なお、開催を予定する日の1週間前までに公告しなければなりません。

2) 公告および周知の方法

- 「2.(2)1) 公告の方法」の例によってください。

3) 滋賀県公報への登載手続

- 「2.(2)2) 滋賀県公報への登載手続」の例によってください。
- 公告文案については、方法書は記載例⑤を、準備書は記載例⑧を参考にしてください。

4) 報道機関への情報提供

- 方法書、準備書の縦覧公告についての情報提供資料に併記することが望まれます。

5) 県のホームページへの掲載

- 「2.(2)4) 県のホームページへの掲載」と同様です。

6) 説明会の開催の日時

- 説明会の開催日時、場所については、次の事項に留意し、あらかじめ市町、自治会等の意見も聴きながら設定してください。

- ア 住民への十分な周知期間をおくこと。
- イ 住民の参集の便を考慮して時間帯を決めること。
- ウ 調査地域に2以上の学区が含まれる等、特に必要がある場合は、2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催すること。

- 日時、場所を定めようとするときは、条例（方法書：第7条の2第3項、準備書第15条第2項）に基づき、関係市町長および知事にあらかじめ意見を聴かなければなりません。なお、知事（県環境政策課）に提出する文書は、**様式例④**を参考にしてください。

7) 説明会に出席できる者の範囲

- 説明会は、調査地域内で開催されますが、調査地域以外の住民も出席することができます。

8) 説明会の概要の送付手続

- 説明会の終了後その概要等を記載した書類を、またはやむを得ず説明会を開催できなかった場合はその旨を記載した書類を、**様式例⑤**を参考に作成し、知事（県環境政策課）に提出してください。

(4) 各図書について住民等が意見を述べる手続（**配慮書**、**方法書**、**準備書**）

- 事業者は**配慮書**について、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければなりません。
(配慮書：条例第5条の5第1項関係)
- **方法書**、**準備書**について環境の保全の見地から意見を有する者は、一定期間内に事業者に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。
(方法書：条例第8条第1項関係、準備書：同第16条第1項関係)

1) 配慮書への意見提出について

① 意見聴取の実施について

配慮書の段階から住民の意見を反映した事業の環境配慮を進めるため、特段の事情のない限り意見を求める手続を実施してください。なお、実施しない場合は、その理由を方法書において明らかにする必要があります。

② 意見を述べる者の範囲や意見の範囲について

方法書、準備書に係る2) ①～②の内容に準じてください。

③ 意見聴取の方法について

- ・ 意見を提出することができること、意見の提出方法、提出期限、提出先等を、配慮書の公告（(2)参照）に記載する必要があります。（規則第4条の3関係）
これらは事業者で設定することとなりますが、特段の事情のない限り、方法書、準備書に係る2) ③～④の内容に準じて実施してください。
- ・ なお、意見書には「提出者の氏名・住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）」「意見書の提出の対象である配慮書の名称」「配慮書についての環境の保全の見地からの意見」の記載が必要です。（技術指針第2条の14関係）

2) 方法書、準備書への意見提出について

① 意見を述べる者の範囲について

- ・ 意見は、誰でも述べることができます。

1) 意見書の送付等 (方法書)

- 住民等より提出された意見書の写し（意見が提出されなかったときはその旨を記載した書類）を知事に送付する場合は、様式例⑦を参考に作成した送付書を添付してください。
- 意見書の写しの送付期限は、特に定めていませんが、特段の事情がない限りは、意見書の提出期間満了後、速やかに送付する必要があります。

2) 意見書と事業者の見解書の送付等 (配慮書、準備書)

- 配慮書においては(4)の意見とその意見に対する事業者の見解を表形式にまとめたもの（以下「見解書」という。）を、準備書においては(4)の意見書の写しと見解書を併せて送付してください。見解書の様式は定められていませんが、意見書の内容とこれに対する事業者の見解を対応させて記載するようにしてください。
- 見解書における意見の記述について意見書が長文の場合は、その趣旨を違えない範囲で要約することは差し支えありません。
また、事業者の見解は、必ずしも個々の意見について個々に記載する必要はなく、類似の意見に対しては、一括して見解を記載することも可能です。
- 見解書においては、意見書を提出した者の氏名、団体名等を記載する必要はありません。
- 意見書の写しおよび見解書を知事に送付する場合には、様式例⑧を参考に作成した送付書を添付してください。
- 提出された見解書は、滋賀県環境影響評価審査会の審議において参考資料として扱われるほか、配慮書に係る見解書は方法書に、準備書に係る見解書は評価書への記載事項となります。また、準備書に係る見解書については知事が公告し、1月間縦覧することとなります。

3) 公聴会の開催 (準備書)

① 公聴会の開催について

- 準備書に係る2)の書類の送付の後に、準備書または見解書について環境の保全の見地からの県民の意見を聞く場として、公聴会を次の場合を除き、開催します。

ア 準備書についての意見書の提出がなかった場合
イ 意見書の全てが、環境の保全の見地からの意見でないと知事が認める場合
ウ 意見書全てが、対象事業についての意見でないと知事が認める場合
エ 公聴会の開催公告後、公述の申し出がない等、やむを得ない理由により公聴会を取り止める場合

② 公聴会の開催公告等

- 公聴会を開催しようとするときは、その日時、場所等を開催日の30日前までに公告するとともに、事業者へ通知します。
- 公聴会を開催しないこととした場合にも事業者へ通知します。
- 公聴会の開催公告後、公述の申し出がない等の理由により、公聴会を取り止めることとした場合には、その旨および理由を公告して事業者へ通知します。

③ 事業者の出席等

- 事業者は、公聴会に出席して準備書または見解書について説明し、または意見を述べることができます。

(6) 各図書についての知事が意見を述べるための手続（配慮書、方法書、準備書、（評価書））

知事は、(5)による書類の送付を受けたときは、一定期間内に、事業者に対し、環境の保全の見地から意見を書面により述べます。

この期間内において、知事は環境影響評価審査会の意見を聴くとともに、期間を指定して関係市町長の意見を求めることとなります。また、知事は意見を述べたときは、関係市町長に意見の写しを送付するとともに、その内容を公告します。

（配慮書：条例第5条の6第1項関係、方法書：同第9条第1項関係、準備書：同第18条第1項関係、評価書：同第20条第1項関係）

- 各図書を送付した事業者に対して、知事は環境の保全の見地からの意見を書面により述べ、事業者はその意見を勘案して次の段階の図書（評価書の場合は修正）の作成等手続に入ることとなります。

1) 各図書に対する知事意見を述べるまでの期間

- ・配慮書 …(4)の1)の意見を求めた場合(5)の2)の書類の送付を受けた日から90日間、求めなかった場合は配慮書の公告をした日から90日間までに、知事意見を書面で述べるすることができます。意見が述べる必要がないと認める場合は同90日間までにその旨を通知します。
- ・方法書 …(5)の1)の書類の送付を受けた日から90日間までに、知事意見を書面で述べます。
- ・準備書 …(5)の2)の書類の送付を受けた日から120日間までに、知事意見を書面で述べます。
- ・評価書 …評価書の送付を受けた日から60日間までに、知事意見を書面で述べるすることができます。意見が述べる必要がないと認める場合は同60日間までにその旨を通知します。

2) 環境影響評価審査会の開催と事業者の協力について

- 環境影響評価審査会の開催は、通常、次のとおりです。
配慮書：2回程度、方法書：2回程度、準備書：3回程度
- 審査会の開催は、事業者に通知します。
- 審査会の開催事務は県が行いますが、次の事項について協力をお願いします。

ア 現地調査への協力（配慮書または方法書の初回時等）
イ 図書についての説明および質疑に対する応答
ウ 必要に応じ補足説明資料の作成、提出

- 審査会は、特に支障のない限り公開で行います。

3) 調査地域市町長の意見を求める場合の期間の指定

- 関係市町長の意見提出期間は、知事の意見提出期間が順守でき、かつ、市町における適切な意見形成に必要な期間が確保されるよう、別途県で指定することとなります。

4) 評価書について知事が意見を述べる手続（評価書）

① 評価書についての知事の意見

- 評価書について知事が意見を述べるかどうかは、準備書についての知事意見が評価書に適切に反映されているかどうかという観点から判断されることとなります。

- 例えば、知事が準備書に記載された特定の評価項目について、追加調査を行うべき旨の意見を述べた場合において、当該追加調査やその結果を踏まえた保全対策の検討等が知事意見に照らして適切に行われ、評価書に反映されていないと認められる場合には、再度当該評価書について意見を述べることになります。
- ② 審査会の開催
 - 評価書について知事が意見を述べる場合は、必要に応じて審査会を開催することがあります。
 - 審査会を開催することとなった場合は、方法書の場合と同様の協力をお願いします。ただし、現地調査は、特に必要がない限り行いません。
- ③ 知事意見を述べられた評価書の補正等の手続
 - (1)の5)のとおりです。

(7) その他の手続

- 方法書を公告してから評価書を公告するまでの間（条例第23条第1項関係）、または評価書を公告してから事業を実施するまでの間（条例第25条第1項関係）に対象事業の目的および内容を変更しようとする場合、変更後または修正後の事業が対象事業に該当するときは、**様式例⑪**を参考に届出書を作成し、提出してください。
- 工事に着手してから完了するまでの間に、条例第27条第3項第1号または第2号に該当することになった場合は、**様式例⑫**を参考に届出書を作成し、提出してください。
- 方法書を公告してから工事が完了するまでの間において、条例第28条第1項第1号から第4号のいずれかに該当（対象事業の廃止等）することとなった場合には、**様式例⑬**を参考に届出書を作成し、提出してください。
- 工事に着手したとき、または工事を完了したときは、**様式例⑭**を参考に届出書を作成し、提出してください。

(8) 適用除外の対象となる手続

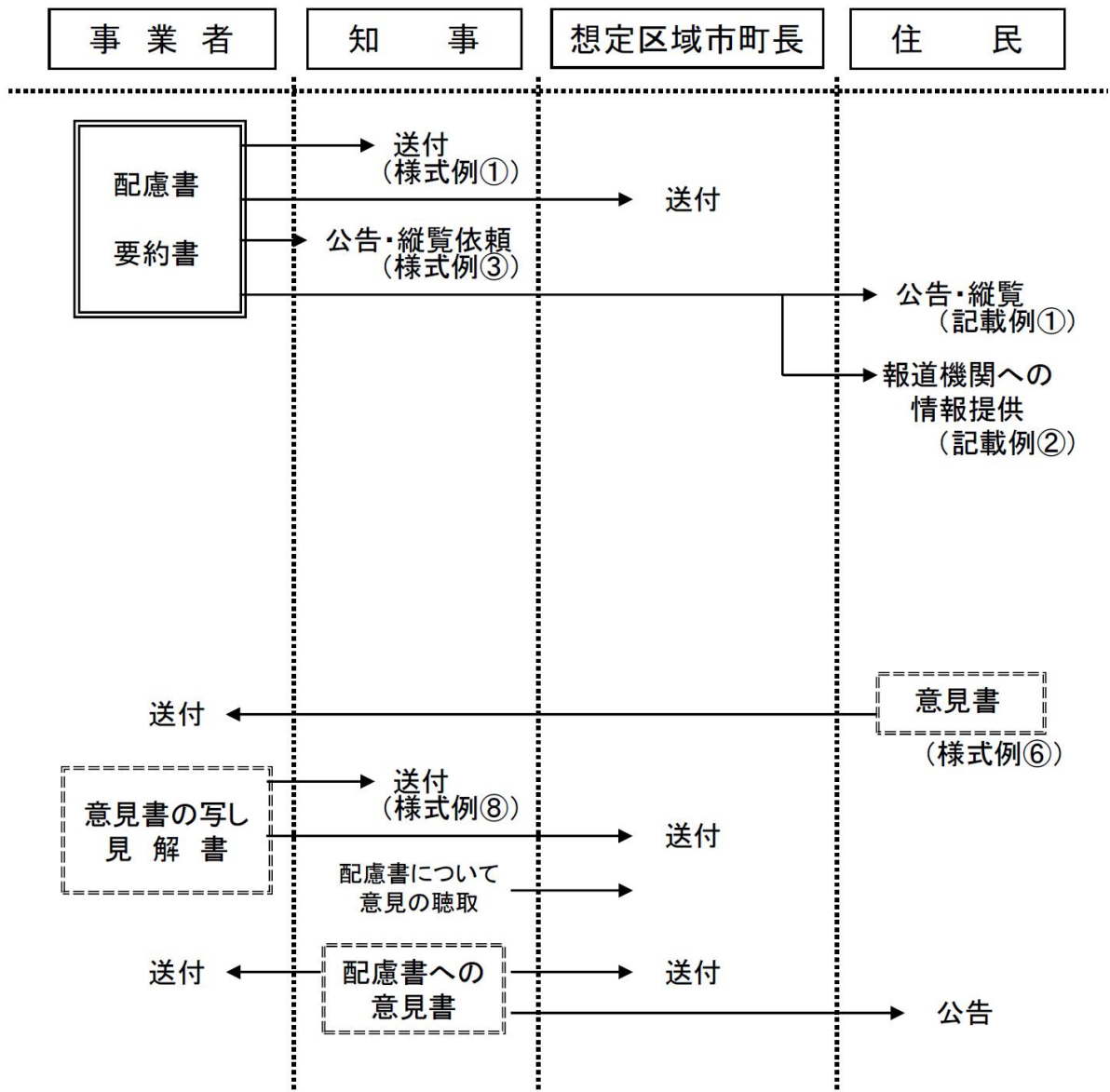
1) 促進区域での再生可能エネルギー施設整備に係る配慮書手続の省略

- 令和6年3月の条例の一部改正により、「地球温暖化対策推進法に基づく促進区域に係る環境配慮基準（令和6年3月・滋賀県策定）」に基づき促進区域が設定された場合、同区域で認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って実施する再生可能エネルギー（太陽光発電）設備の整備事業については、配慮書の手続を要しないこととしています（条例第53条第3項関係）。
- この適用除外の対象となる場合は、促進区域での認定地域脱炭素化促進事業であることが分かる書類（地球温暖化対策実行計画や認定地域脱炭素化促進事業計画など）を準備して、手続の開始前に、あらかじめ当課と協議してください。

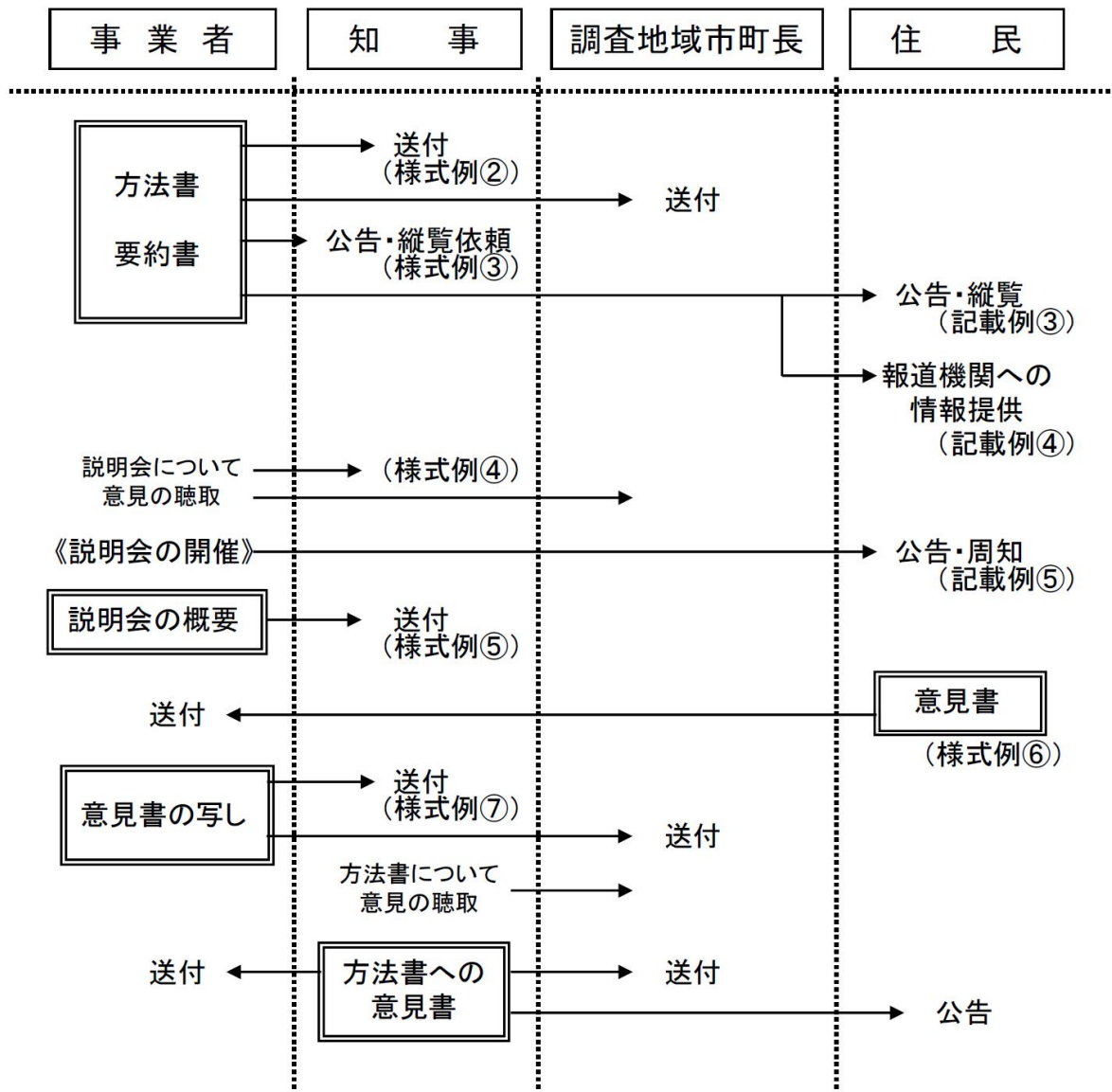
2) 工場建設・工業団地造成に係る手続の一部省略（配慮書・方法書）

- 令和8年3月の条例の一部改正により、工場建設または工業団地の造成事業であって、事業実施想定区域の全部が一定の地域（工場・工業団地の造成についての適正な環境配慮の観点から、配慮書および方法書に係る手続を行わないことの手続上の支障がないと認められる地域として規則で定める地域）に含まれるものについては、配慮書・方法書に係る手続を要しないこととしています（条例第53条第2項関係）[参考資料3](#)。
- この適用除外の対象となる場合は、[様式例15](#)を参考に説明書を作成し、手続の開始前に申し出てください。
- なお、配慮書・方法書に係る手続は、原則省略ですが、事業者の申し出により配慮書・方法書に係る手続を行うこともできます。この場合の申し出に係る参考様式はありませんので、任意の方法で申し出てください。

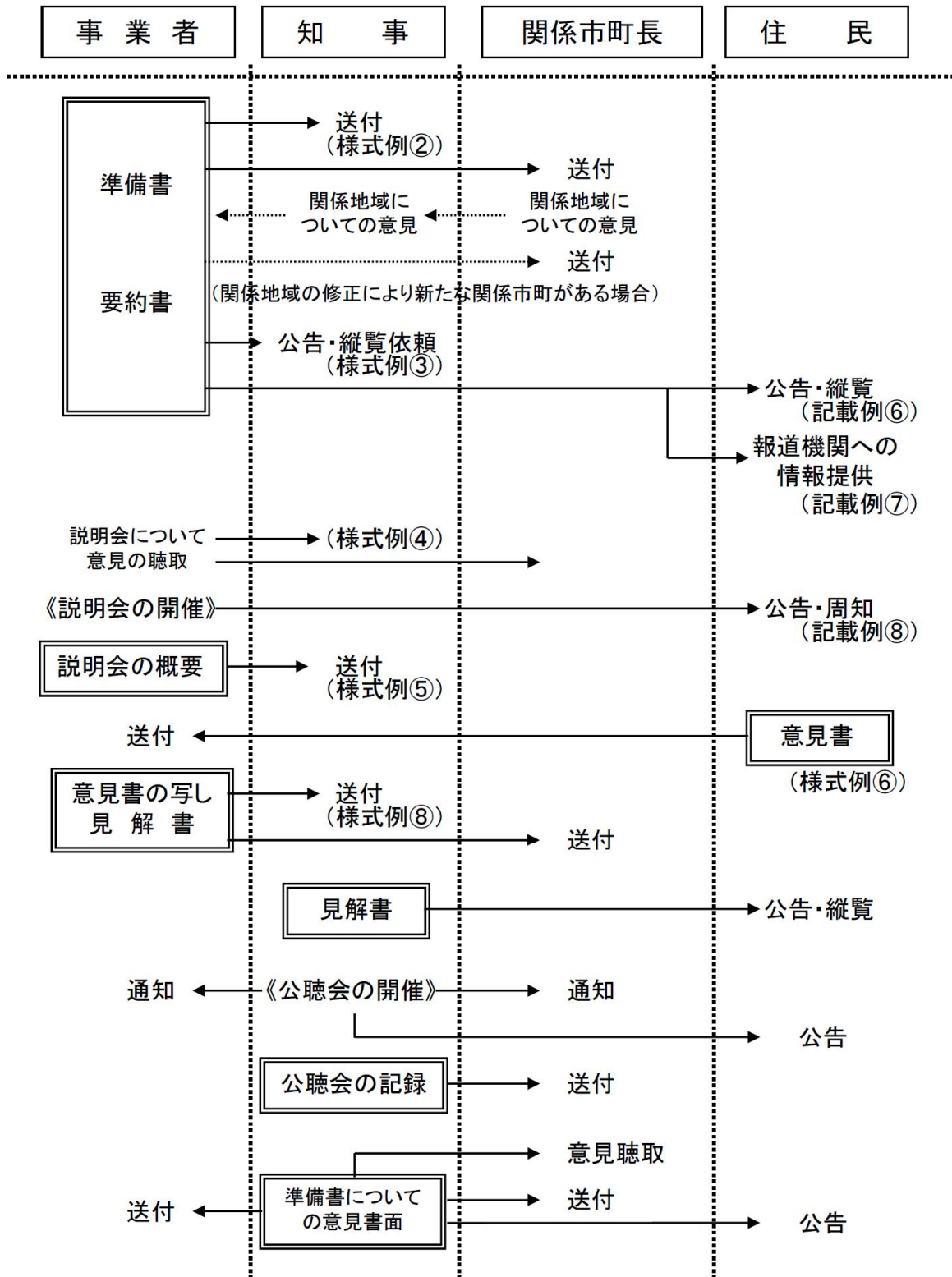
手続フロー① 配慮書の手続フロー



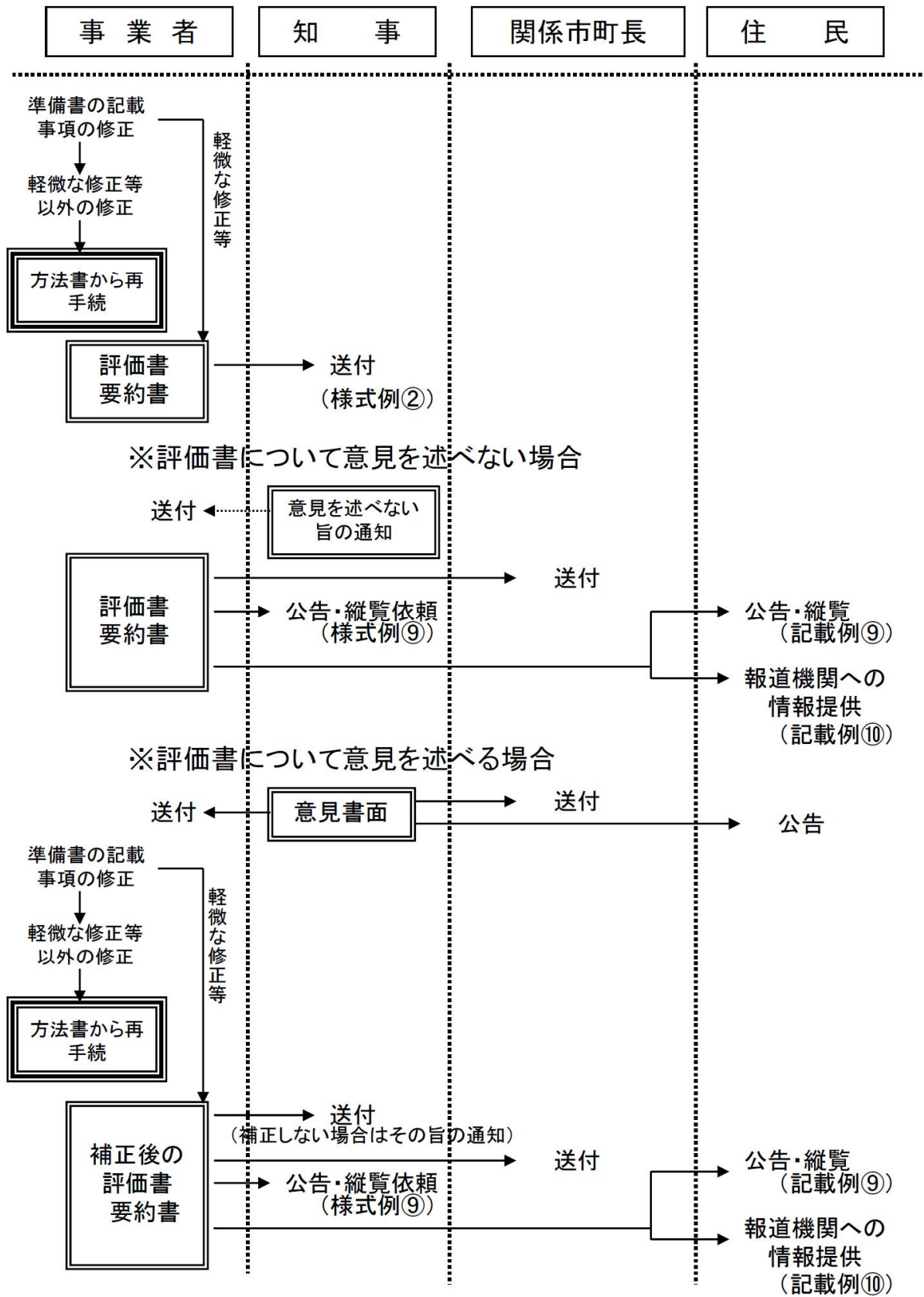
手続フロー② 方法書の手続フロー



手続フロー③ 準備書の手続フロー

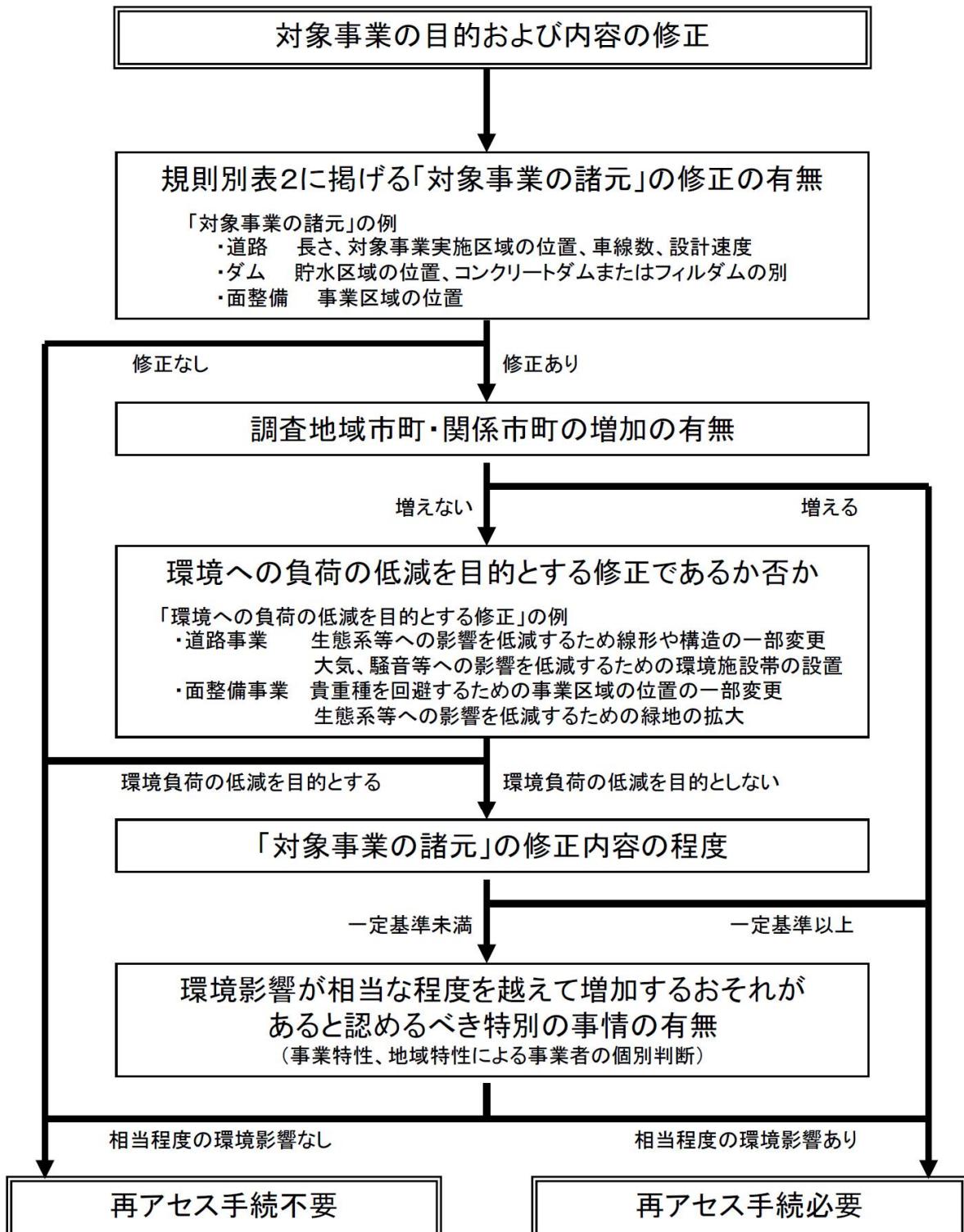


手続フロー④ 評価書の手続フロー



別紙 軽微な修正等の考え方

アセス手続中(方法書公告～評価書公告)



記載例①

計画段階環境配慮書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第5条の3第1項の規定に基づき、●●●事業に係る計画段階環境配慮書を作成し、滋賀県知事および▲▲市長に送付しましたので、同条例第5条の4第2項の規定に基づき次のとおり公告し、当該計画段階環境配慮書を縦覧に供します。

令和 年 月 日

1. 公告する事業者
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
2. 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇番〇号
3. 配慮対象事業の名称等
 - (1) 名称 : 〇〇〇事業
 - (2) 種類 : 〇〇〇（条例別表（第2条関係）のどれになるかを記載）
 - (3) 規模 : 想定する事業の区域 〇〇ヘクタール～〇〇ヘクタール
4. 事業実施想定区域
 - (1) 〇〇市〇〇町〇〇番地他、
 - (2) 〇〇市△△町〇〇番地他
5. 計画段階環境配慮書およびその要約書の縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目1番1号）
滋賀県〇〇環境事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）
〇〇市〇〇課（〇〇市〇〇町〇番〇号）
株式会社〇〇 〇〇事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）
6. 環境影響評価方法書の縦覧の期間および時間
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの各縦覧場所における執務時間内
7. 意見書の提出
 - (1) 当該計画段階環境配慮書について、環境保全の見地から意見のある方は(2)の方法により提出することができます。
 - (2) 意見書の提出方法
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に株式会社〇〇（〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番〇号）あてに意見書を郵送または持参、もしくは電子メール（〇〇〇@〇〇〇.〇〇）により提出してください。なお、縦覧期間中であれば、5に規定する縦覧場所でも提出いただけます。意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、株式会社〇〇ホームページ（<https://www.〇〇.〇〇>）からダウンロードできます。
8. この公告で示した事項に係る問合せ先
株式会社〇〇 〇〇課
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 担当 〇〇

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇 〇〇課

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

記載例②

《資料提供》

〇〇〇〇事業に係る計画段階環境 配慮書の縦覧・公告について

標記の事業について、滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第5条の3第1項の規定に基づき、計画段階環境配慮書を作成し、同条例第5条の4第2項の規定に基づき次のとおり公告し、縦覧に供することとなりましたので、お知らせします。

1 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇番〇号

2 配慮対象事業の名称等

- (1) 名称 : 〇〇〇事業
- (2) 種類 : 〇〇〇（条例別表（第2条関係）のどれになるかを記載）
- (3) 規模 : 想定する事業の区域 〇〇ヘクタール～〇〇ヘクタール

3 事業実施想定区域

- (1) 〇〇市〇〇町〇〇番地他、
- (2) 〇〇市△△町〇〇番地他

4 計画段階環境配慮書およびその要約書の縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目1番1号）

滋賀県〇〇環境事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）

〇〇市〇〇課（〇〇市〇〇町〇番〇号）

株式会社〇〇 〇〇事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）

※縦覧する同書は、株式会社〇〇ホームページ（<https://www.〇〇.〇〇>）でも御覧いただけます。

す。

5 環境影響評価方法書の縦覧の期間および時間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの各縦覧場所における執務時間内

6 意見書の提出

- (1) 当該計画段階環境配慮書について、環境保全の見地からの意見を(2)の方法により提出することができます。

(2) 意見書の提出方法

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に株式会社〇〇（〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番〇号）あてに意見書を郵送または持参、もしくは電子メール（〇〇〇@〇〇〇.〇〇）により提出してください。なお、縦覧期間中であれば、4に規定する縦覧場所でも提出いただけます。意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、株式会社〇〇ホームページからダウンロードできます。

7 問合せ先

株式会社〇〇 〇〇課

電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 担当 〇〇

〔 環境影響評価制度について
滋賀県 琵琶湖環境部 環境政策課 環境管理係 電話 077-528-3357 〕

8 参考

- (1) 事業実施想定区域 . . . 図-1
- (2) 計画段階における配慮対象事業の評価等の結果（概要） . . . 表-1

記載例③

環境影響評価方法書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第6条第1項の規定に基づき、●●●事業に係る環境影響評価方法書を作成し、滋賀県知事および▲▲市長に送付しましたので、同条例第7条の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価方法書を縦覧に供します。

令和 年 月 日

1 公告する事業者

株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇番〇号

3 対象事業の名称等

- (1) 名称 : 〇〇〇事業
- (2) 種類 : 〇〇〇（条例別表（第2条関係）のどれになるかを記載）
- (3) 規模 : 事業区域 〇〇ヘクタール

4 対象事業実施区域

〇〇市〇〇町

5 対象事業に係る環境影響評価を実施しようとする地域の範囲

〇〇市〇〇町、△△町および□□町

6 環境影響評価方法書の縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目1番1号）
滋賀県〇〇環境事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）
〇〇市〇〇課（〇〇市〇〇町〇番〇号）
株式会社〇〇 〇〇事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）

7 環境影響評価方法書の縦覧の期間および時間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの各縦覧場所における執務時間内

8 意見書の提出

- (1) 当該環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見を(2)の方法により提出することができます。
- (2) 意見書の提出方法
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に株式会社〇〇（〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番〇号）あてに意見書を郵送または持参、もしくは電子メール（〇〇〇@〇〇〇.〇〇）により提出してください。なお、縦覧期間中であれば、6に規定する縦覧場所でも提出いただけます。意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、株式会社〇〇ホームページ（<https://www.〇〇.〇〇>）からダウンロードできます。

9 この公告で示した事項に係る問合せ先

株式会社〇〇
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 担当 〇〇

記載例④

《資料提供》 〇〇〇〇事業に係る環境影響評価 方法書の縦覧・公告について

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇 〇〇課

TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

標記の事業について、滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第6条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書を作成し、同条例第7条の規定に基づき、次のとおり公告し、縦覧に供することとなりましたので、お知らせします。

- 1 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇番〇号
- 2 対象事業の名称等
 - (1) 名称 : 〇〇〇事業
 - (2) 種類 : 〇〇〇（条例別表（第2条関係）のどれになるかを記載）
 - (3) 規模 : 事業区域 〇〇ヘクタール
- 3 対象事業実施区域
〇〇市〇〇町
- 4 対象事業に係る環境影響評価を実施しようとする地域の範囲
〇〇市〇〇町、△△町および□□町
- 5 環境影響評価方法書の縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目1番1号）
滋賀県〇〇環境事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）
〇〇市〇〇課（〇〇市〇〇町〇番〇号）
株式会社〇〇 〇〇事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）
※縦覧する同書は、株式会社〇〇ホームページ（<https://www.〇〇.〇〇>）でも御覧いただけます。
- 6 環境影響評価方法書の縦覧の期間および時間
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの各縦覧場所における執務時間内
- 7 意見書の提出
 - (1) 当該環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見を(2)の方法により提出することができます。
 - (2) 意見書の提出方法
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に株式会社〇〇（〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番〇号）あてに意見書を郵送または持参、もしくは電子メール（〇〇〇@〇〇〇.〇〇）により提出してください。なお、縦覧期間中であれば、5に規定する縦覧場所でも提出いただけます。意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、株式会社〇〇ホームページからダウンロードできます。
- 8 問合せ先
株式会社〇〇
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 担当 〇〇
〔環境影響評価制度について
滋賀県 琵琶湖環境部 環境政策課 環境管理係 電話 077-528-3357〕
- 9 参考
 - (1) 事業予定地位置図 図-1
 - (2) 調査予測評価を実施する項目 表-1

記載例⑤

環境影響評価方法書に係る説明会開催の公告

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第7条の2第1項の規定に基づき、●●●事業に係る環境影響評価方法書について説明会を開催しますので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和 年 月 日

- 1 公告する事業者
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇番〇号
- 3 対象事業の名称等
(1) 名称 : 〇〇〇事業
(2) 種類 : 〇〇〇（条例別表（第2条関係）のどれになるかを記載）
(3) 規模 : 事業区域 〇〇ヘクタール
- 4 対象事業実施区域
〇〇市〇〇町
- 5 調査地域の範囲
〇〇市〇〇町、△△町および□□町
- 6 説明会を開催する日時および場所
令和〇年〇月〇日 〇曜日 〇時〇分から〇時〇分まで
〇〇公民館 〇〇会議室（〇〇市〇〇町〇番〇号）
- 7 この公告で示した事項に係る問合せ先
株式会社〇〇
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 担当 〇〇

記載例⑥

環境影響評価準備書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第13条第1項の規定に基づき、●●●事業に係る環境影響評価準備書を作成し、滋賀県知事および▲▲市長に送付しましたので、同条例第14条の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価準備書を縦覧に供します。

令和 年 月 日

- 1 公告する事業者
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇番〇号
- 3 対象事業の名称等
 - (1) 名称 : 〇〇〇事業
 - (2) 種類 : 〇〇〇（条例別表（第2条関係）のどれになるかを記載）
 - (3) 規模 : 事業区域 〇〇ヘクタール
- 4 対象事業実施区域
〇〇市〇〇町
- 5 関係地域の範囲
〇〇市〇〇町、△△町および□□町
- 6 環境影響評価準備書の縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目1番1号）
滋賀県〇〇環境事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）
〇〇市〇〇課（〇〇市〇〇町〇番〇号）
株式会社〇〇 〇〇事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）
- 7 環境影響評価準備書の縦覧の期間および時間
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの各縦覧場所における執務時間内
- 8 意見書の提出
 - (1) 当該環境影響評価準備書について、環境保全の見地からの意見を(2)の方法により提出することができます。
 - (2) 意見書の提出方法
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に株式会社〇〇（〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番〇号）あてに意見書を郵送または持参、もしくは電子メール（〇〇〇@〇〇〇.〇〇）により提出してください。なお、縦覧期間中であれば、6に規定する縦覧場所でも提出いただけます。意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、株式会社〇〇ホームページ（<https://www.〇〇.〇〇>）からダウンロードできます。
- 9 この公告で示した事項に係る問合せ先
株式会社〇〇
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 担当 〇〇

記載例⑦

《資料提供》

〇〇〇〇事業に係る環境影響評価 準備書の縦覧・公告について

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇 〇〇課

TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

標記の事業について、滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第13条第1項の規定に基づき環境影響評価準備書を作成し、同条例第14条の規定に基づき、次のとおり公告し、縦覧に供することとなりましたので、お知らせします。

また、同条例第15条第1項の規定に基づき、環境影響評価準備書に係る説明会を開催しますので、併せてお知らせします。

- 1 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇番〇号
 - 2 対象事業の名称等
 - (1) 名称 : 〇〇〇事業
 - (2) 種類 : 〇〇〇（条例別表（第2条関係）のどれになるかを記載）
 - (3) 規模 : 事業区域 〇〇ヘクタール
 - 3 対象事業実施区域
〇〇市〇〇町
 - 4 関係地域の範囲
〇〇市〇〇町、△△町および□□町
 - 5 環境影響評価準備書の縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目1番1号）
滋賀県〇〇環境事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）
〇〇市〇〇課（〇〇市〇〇町〇番〇号）
株式会社〇〇 〇〇事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）
- ※縦覧する同書は、株式会社〇〇ホームページ（<https://www.〇〇.〇〇>）でも御覧いただけます。
- 6 環境影響評価準備書の縦覧の期間および時間
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの各縦覧場所における執務時間内
 - 7 意見書の提出
 - (1) 当該環境影響評価準備書について、環境保全の見地からの意見を(2)の方法により提出することができます。
 - (2) 意見書の提出方法
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に株式会社〇〇（〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番〇号）あてに意見書を郵送または持参、もしくは電子メール（〇〇〇@〇〇〇.〇〇）により提出してください。なお、縦覧期間中であれば、5に規定する縦覧場所でも提出いただけます。意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、株式会社〇〇ホームページからダウンロードできます。
 - 8 環境影響評価準備書の概要
別紙のとおり。（別紙として、準備書の「総合評価」を添付）
 - 9 説明会の開催について
当該環境影響評価準備書に係る説明会を以下のとおり開催します。
令和〇年〇月〇日 〇曜日 〇時〇分から〇時〇分まで
〇〇公民館 〇〇会議室（〇〇市〇〇町〇番〇号）
 - 10 問合せ先
株式会社〇〇
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 担当 〇〇

〔 環境影響評価制度について

滋賀県 琵琶湖環境部 環境政策課 環境管理係 電話 077-528-3357

記載例⑧

環境影響評価準備書に係る説明会開催の公告

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第15条第1項の規定に基づき、●●●事業に係る環境影響評価準備書について説明会を開催しますので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和 年 月 日

- 1 公告する事業者
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇番〇号
- 3 対象事業の名称等
(1) 名称 : 〇〇〇事業
(2) 種類 : 〇〇〇（条例別表（第2条関係）のどれになるかを記載）
(3) 規模 : 事業区域 〇〇ヘクタール
- 4 対象事業実施区域
〇〇市〇〇町
- 5 関係地域の範囲
〇〇市〇〇町、△△町および□□町
- 6 説明会を開催する日時および場所
令和〇年〇月〇日 〇曜日 〇時〇分から〇時〇分まで
〇〇公民館 〇〇会議室（〇〇市〇〇町〇番〇号）
- 7 この公告で示した事項に係る問合せ先
株式会社〇〇
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 担当 〇〇

記載例⑨

環境影響評価書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第19条第2項の規定に基づき、●●●事業に係る環境影響評価書を作成し、滋賀県知事および▲▲市長に送付しましたので、同条例第22条第2項の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価書を縦覧に供します。

令和 年 月 日

- 1 公告する事業者
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇番〇号
- 3 対象事業の名称等
(1) 名称 : 〇〇〇事業
(2) 種類 : 〇〇〇 (条例別表(第2条関係)のどれになるかを記載)
(3) 規模 : 事業区域 〇〇ヘクタール
- 4 対象事業実施区域
〇〇市〇〇町
- 5 環境影響評価書の縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)
滋賀県〇〇環境事務所(〇〇市〇〇町〇番〇号)
〇〇市〇〇課(〇〇市〇〇町〇番〇号)
株式会社〇〇 〇〇事務所(〇〇市〇〇町〇番〇号)
- 6 環境影響評価書の縦覧の期間および時間
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの各縦覧場所における執務時間内
- 7 この公告で示した事項に係る問合せ先
株式会社〇〇
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 担当 〇〇

記載例⑩

《資料提供》

〇〇〇〇事業に係る環境影響評価書の縦覧・公告について

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇

TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

標記の事業について、これまで滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）に基づく手続を進めてきましたが、このたび、同条例第19条第2項の規定に基づき環境影響評価書を作成し、同条例第22条第2項の規定に基づき、次のとおり公告し、縦覧に供することとなりましたので、お知らせします。

- 1 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇番〇号
- 2 対象事業の名称等
 - (1) 名称 : 〇〇〇事業
 - (2) 種類 : 〇〇〇（条例別表（第2条関係）のどれになるかを記載）
 - (3) 規模 : 事業区域 〇〇ヘクタール
- 3 対象事業実施区域
〇〇市〇〇町
- 4 環境影響評価書の縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目1番1号）
滋賀県〇〇環境事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）
〇〇市〇〇課（〇〇市〇〇町〇番〇号）
株式会社〇〇 〇〇事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）
※縦覧する同書は、株式会社〇〇ホームページ（<https://www.〇〇.〇〇>）でも御覧いただけます。
- 5 環境影響評価書の公告日
令和〇年〇月〇日
- 6 環境影響評価書の縦覧の期間および時間
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの各縦覧場所における執務時間内
- 7 これまでの経過

計画段階環境配慮書の縦覧	令和〇年〇月〇日～〇月〇日
住民意見の受付	令和〇年〇月〇日～〇月〇日
知事意見の公告	令和〇年〇月〇日
環境影響評価方法書の縦覧	令和〇年〇月〇日～〇月〇日
住民意見の受付	令和〇年〇月〇日～〇月〇日
知事意見の公告	令和〇年〇月〇日
環境影響評価準備書の縦覧	令和〇年〇月〇日～〇月〇日
住民意見の受付	令和〇年〇月〇日～〇月〇日
公聴会	令和〇年〇月〇日
知事意見の公告	令和〇年〇月〇日

（今後、各個別制度に基づく許認可を得て、事業に着手します。）
- 8 環境影響評価書の概要
知事の意見とこれに対する事業者の見解 : 別紙のとおり
- 9 問合せ先
株式会社〇〇
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 担当 〇〇

〔 環境影響評価制度について
滋賀県 琵琶湖環境部 環境政策課 環境管理係 電話 077-528-3357 〕

記載例⑪

環境影響評価事後調査報告書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第32条の規定に基づき、●●●事業に係る環境影響評価事後調査報告書を作成し、滋賀県知事および▲▲市長に送付しましたので、同条例第32条の2第2項の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価事後調査報告書を縦覧に供します。

令和 年 月 日

- 1 公告する事業者
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇番〇号
- 3 対象事業の名称等
(1) 名称 : 〇〇〇事業
(2) 種類 : 〇〇〇 (条例別表(第2条関係)のどれになるかを記載)
(3) 規模 : 事業区域 〇〇ヘクタール
- 4 対象事業を実施した区域
〇〇市〇〇町
- 5 環境影響評価事後調査の実施期間
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日
- 6 環境影響評価事後調査報告書の縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)
滋賀県〇〇環境事務所(〇〇市〇〇町〇番〇号)
〇〇市〇〇課(〇〇市〇〇町〇番〇号)
株式会社〇〇 〇〇事務所(〇〇市〇〇町〇番〇号)
- 7 環境影響評価事後調査報告書の縦覧の期間および時間
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの各縦覧場所における執務時間内
- 8 この公告で示した事項に係る問合せ先
株式会社〇〇
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 担当 〇〇

様式例①

計画段階環境配慮書送付書

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)
電話番号

滋賀県環境影響評価条例第5条の4第1項の規定により計画段階環境配慮書を別添のとおり送付します。

配慮対象事業の名称	
配慮対象事業の種類	
配慮対象事業の規模	
事業実施想定区域	
条例第5条の5第1項による意見聴取の有無	有 ・ 無
同意見の聴取方法の概要	
連 絡 先	(事業者等の連絡先を記載)

様式例②

〔環境影響評価方法書
 環境影響評価準備書
 環境影響評価書
 事後調査報告書〕 送付書

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号
 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 氏 名 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)
 電話番号

滋賀県環境影響評価条例 〔第6条第3項
 第13条第1項
 第19条第3項
 第32条の2第1項〕 の規定により 〔環境影響評価方法書
 環境影響評価準備書
 環境影響評価書
 事後調査報告書〕

を別添のとおり送付します。

対象事業の名称	
対象事業の種類	
対象事業の規模	
対象事業実施区域	
対象事業に係る環境影響評価を実施しようとする地域 (※)	
連 絡 先	(事業者等の連絡先を記載)

- 注) 1 括弧内は不要な字句は二重線で削除してください。
 2 ※欄は、環境影響評価準備書の場合にあっては「対象事業に係る環境影響評価を受ける範囲であると認められる地域」と、環境影響評価書の場合にあっては「対象事業の実施に必要な許認可等の種類および内容」と、事後調査報告書の場合にあっては「関係地域の範囲」とします。

様式例③

[
 計画段階環境配慮書
 環境影響評価方法書
 環境影響評価準備書
]
 公告・縦覧依頼書

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号
 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)
 電話番号

滋賀県環境影響評価条例 [
 第5条の4第2項
 第7条
 第14条
]
 の規定により、次のとおり

[
 計画段階環境配慮書
 環境影響評価方法書
 環境影響評価準備書
]
 を公告・縦覧に供しますので、協力を依頼します。

対象事業の名称	
1 縦覧場所の借用	
縦 覧 期 間	
借用する縦覧場所	
2 意見書箱の借用	
借用する意見書箱の数	
連 絡 先	(事業者の連絡先を記載)
備 考	

- 注) 1 「公告内容」については、記載例を参考に作成した原稿を添付してください。
 2 「縦覧場所の借用」については、県の機関のみを記載してください。

様式例④

{
}
 環境影響評価方法書
 環境影響評価準備書

説明会の開催公告依頼および計画書

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号
 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)
 電話番号

滋賀県環境影響評価条例 {
}
 第7条の2第2項および第3項
 第15条第2項で準用する第7条の2第2項および第3項

の規定に基づき次のとおり {
}
 環境影響評価方法書
 環境影響評価準備書

の説明会開催の公告について協力を
 依頼し、同説明会について意見を聴きます。

対 象 事 業 の 名 称		
事 告 告 項	公 告 希 望 日	
	公 告 内 容	別紙のとおり
事 開 項 催	開 催 予 定 の 場 所	会場の名称 会場の所在地
	開 催 予 定 の 日 時	
	会 場 の 入 場 可 能 人 数	
	説 明 会 開 催 の 周 知 の 対 象 と し た 地 域	
	開 催 の 周 知 方 法	
連 絡 先		(事業者の連絡先を記載)
備 考		

- 注) 1 「公告内容」については、記載例を参考に作成した原稿を添付してください。
 2 説明会を2以上の会場で開催する予定の場合は、開催事項の欄について開催場所ごとに別葉に作成し添付してください。
 3 会場が調査地域外、関係地域外である場合などは、備考欄に理由を記載してください。

様式例⑤

}
{
 環境影響評価方法書
 環境影響評価準備書

説明会報告書

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号
 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)
 電話番号

滋賀県環境影響評価条例 } 第7条の2第5項 { 第15条第2項で準用する第7条の2第5項 } の規定により、

次のとおり報告します。

対象事業の名称		
開催結果	開催場所	会場の名称 会場の所在地
	開催日時	
	参加人数	
	説明会開催の周知の対象とした地域	
	説明会の概要	
中止した説明会	予定場所	会場の名称 会場の所在地
	予定日時	
	理由	
	書類事項の周知方法	
連絡先		(事業者の連絡先を記載)
備考		

- 注) 1 説明会を2回以上開催した場合は、開催結果の欄について開催した説明会ごとに別葉に作成し添付してください。
 2 開催した説明会については、議事録を添付してください。

様式例⑦

意見書の写し等送付書

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)
電話番号

滋賀県環境影響評価条例第8条第2項の規定により、

〔意見書の写しを送付
意見書が提出されなかったことを報告〕します。

対象事業の名称	
意見書の提出件数	
連絡先	(事業者の連絡先)

様式例⑧

見解書等送付書

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)
電話番号

滋賀県環境影響評価条例〔第5条の5第2項〕
〔第16条第2項〕の規定により、

〔意見書の写しおよび見解書を送付
意見書が提出されなかったことを報告〕 します。

対象事業の名称	
意見書の提出件数	
連 絡 先	(事業者の連絡先)

様式例⑨

環境影響評価書公告・縦覧依頼書

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)
電話番号

滋賀県環境影響評価条例第 22 条第 2 項の規定により、次のとおり環境影響評価書を公告・縦覧に供しますので、協力を依頼します。

対象事業の名称	
1 滋賀県公報への登載	
公 告 希 望 日	
公 告 内 容	別紙のとおり
2 縦覧場所の借用	
縦 覧 期 間	
借用する縦覧場所	
備 考	

- 注) 1 「公告内容」については、記載例を参考に作成した原稿を添付してください。
2 「縦覧場所の借用」については、県の機関のみを記載してください。

様式例⑩

環境影響評価事後調査報告書公告・縦覧依頼書

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)
電話番号

滋賀県環境影響評価条例第 32 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり環境影響評価事後調査報告書を公告・縦覧に供しますので、協力を依頼します。

対象事業の名称	
1 滋賀県公報への登載	
公告希望日	年 月 日
公告内容	別紙のとおり
2 縦覧場所の借用	
縦覧期間	年 月 日から 年 月 日
借用する縦覧場所	
連絡先	(事業者等の連絡先)
備考	

- 注) 1 「公告内容」については、記載例を参考に作成した原稿を添付してください。
2 「縦覧場所の借用」については、県の機関のみを記載してください。

様式例⑪

対象事業 〔 修正 変更 〕 届出書

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)
電話番号

滋賀県環境影響評価条例 〔 第 23 条 第 1 項 第 25 条 第 3 項 〕 の規定により、対象事業の 〔 修正 変更 〕 に
ついて、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称		
〔 修正 変更 〕の内容	〔 修正 変更 〕前	〔 修正 変更 〕後
〔 修正 変更 〕の理由		
連 絡 先	(届出者の連絡先)	

様式例⑫

工事の着手後における対象事業変更等届出書

年 月 日

滋賀県知事

様

郵便番号

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

滋賀県環境影響評価条例第 27 条第 3 項の規定により、対象事業の変更等について、次のとおり届け出ます。

対 象 事 業 の 名 称		
変 更 等 の 理 由	条例第 27 条第 3 項 (第 1 号・第 2 号) 該当 (理由)	
条例第 27 条第 3 項第 1 号に 該当する場合の工事中断の 日および工事再開予定日	工事中断の日	年 月 日
	工事再開予定日	年 月 日
条例第 27 条第 3 項第 2 号に 該当する場合の変更の内容	変 更 前	変 更 後
連 絡 先	(届出者の連絡先)	

様式例⑬

対象事業廃止等届出書

年 月 日

滋賀県知事

様

郵便番号

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

滋賀県環境影響評価条例第 28 条第 1 項の規定により、対象事業の廃止等について、次のとおり届け出ます。

対 象 事 業 の 名 称	
廃 止 等 (予 定) 年 月 日	
廃 止 等 の 理 由	条例第 28 条第 1 項 (第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号 ・ 第 4 号) 該 当 (理由)
条例第 28 条第 1 項第 4 号に 該当する場合は、引き継ぎ により新たに事業者となっ た者の氏名および住所 (法 人にあつては、その名称、代 表者の氏名および主たる事 務所の所在地)	
連 絡 先	(届出者の連絡先)

様式例⑭

工事着手（完了）届出書

年 月 日

滋賀県知事

様

郵便番号

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

滋賀県環境影響評価条例第 31 条第 1 項の規定により、工事着手（完了）について、次のとおり届け出ます。

対 象 事 業 の 名 称	
対 象 事 業 の 種 類	
対 象 事 業 の 規 模	
対象事業が実施されるべき または実施された区域	
工事着手（完了）年月日	
連 絡 先	(届出者の連絡先)

様式例⑮

適用除外であることの説明書

年 月 日

滋賀県知事

様

郵便番号

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)

電話番号

滋賀県環境影響評価条例第 53 条第 2 項の対象となることを、以下のとおり説明します。

対 象 事 業 の 名 称	
対 象 事 業 の 種 類	工場等の建設 ・ 工業団地造成事業
適 用 除 外 と す る 手 続	計画段階環境配慮書 ・ 環境影響評価方法書
事 業 の 規 模	
事業実施想定区域（対象事業実施区域）の位置	
条例第 53 条第 2 項の規則で定める地域であることの説明	
連 絡 先	（事業者の連絡先）

注) 1 条例第 53 条第 2 項の規則で定める地域であることの説明は、事業実施想定区域または対象事業実施区域が規則第 56 条第 1 項各号に掲げる区域または地域を含まないことが判別できる図面等を添付してください。また、都市計画法の工業専用地域等に含まれること（指定するための手続が開始されていることが分かること）を説明する資料を添付してください。

滋賀県環境影響評価条例の対象事業

令和8年4月1日時点

対象事業の種類	対 象 規 模 要 件
1. 道 路 一般道路 自然公園特別地域道路	4車線以上かつ7.5km以上（改築 7.5km以上） 2車線以上（林道は幅員が5mを超えるもの） かつ2km以上（改築（バイパス）2km以上）
2. 河 川 ダム、堰 湖沼水位調節施設 放水路、捷水路	湛水面積 50ha以上（改築 25ha以上増） 露出面積 50ha以上 改変面積 20ha以上
3. 鉄 道 鉄道、軌道	7.5km以上（改良 7.5km以上）
4. 飛行場	滑走路長 1,875m以上（滑走路の延長 375m以上）
5. 発電所 水力発電所 火力発電所 風力発電所	発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 1,500kW以上（規模の変更 1,500kW以上）
6. 廃棄物処理施設 し尿処理施設 ごみ焼却施設 廃棄物最終処分場	日 100kL以上（規模の変更 日 100kL以上増） 時間 4t以上（規模の変更 時間 4t以上増） 敷地面積 5ha以上（規模の変更 5ha以上増）
7. 下水道終末処理場	敷地面積 5ha以上（増設 5ha以上増）
8. 埋立、干拓	埋立面積 3ha以上
9. 港湾施設の建設	新設 改築 事業面積3ha以上
10. 土石、砂利採取	湖中 事業面積 5ha以上 陸上 事業面積 20ha以上（自然公園 ^(注2) は10ha以上） （区域の変更 20ha以上増（自然公園 ^(注2) は10ha以上増））
11. 土地区画整理事業	事業面積 20ha以上（40ha未満は既存宅地外の面積が20ha以上） （森林 ^(注1) は15ha以上、自然公園 ^(注2) は10ha以上）
12. 工業団地造成事業 ^(注4)	事業面積 20ha以上（森林 ^(注1) は15ha以上、自然公園 ^(注2) は10ha以上）
13. 宅地の造成事業 ^(注3)	事業面積 20ha以上（森林 ^(注1) は15ha以上、自然公園 ^(注2) は10ha以上）
14. 第2種特定工作物 （レクリエーション施設）	事業面積 20ha以上（森林 ^(注1) は15ha以上、自然公園 ^(注2) は10ha以上） （増設 20ha以上（森林 ^(注1) は15ha以上、自然公園 ^(注2) は10ha以上））
15. 工場等の建設 ^(注4)	排水量 日 2,000m ³ 以上（増設 日 2,000m ³ 以上増） 燃料使用量（重油換算） 時間 3kL以上（増設 時間 3kL以上増） 敷地面積（次の土地の部分を除く） 20ha以上（森林 ^(注1) は15ha以上、自然公園 ^(注2) は10ha以上） （増設 20ha以上の増（森林 ^(注1) は15ha以上の増、自然公園 ^(注2) は10ha以上の増）） ア 既に工場等の敷地である土地 イ 工場等の敷地であった土地であって、次のいずれにも該当するもの (イ) 当該工場等の廃止の日から起算して10年を経過していないこと。 (イ) 当該工場等の廃止の日以後、工場等の敷地の用途以外の用途に供されたことがないこと。
16. 高層建築物	高さ60m以上かつ床面積5万m ² 以上（増築、改築 5万m ² 以上）
17. その他	都市公園 改変20ha以上（森林 ^(注1) は15ha以上、自然公園 ^(注2) は10ha以上） スキー場 改変20ha以上（森林 ^(注1) は15ha以上、自然公園 ^(注2) は10ha以上）

注1）森 林：国土利用計画法第9条第2項第3号に規定する森林地域が15ha以上含まれる場合

注2）自然公園：自然公園法第2条第1項に規定する自然公園の区域が1ha以上含まれる場合

注3）宅地の造成事業には、住宅用地のほか、太陽光発電事業や物流施設などの事業用地の造成事業を含みます

注4）事業予定地の全部が条例規則で定める一定の地域に含まれる場合は手続の一部を省略できます

上記のほかに複合開発事業を構成する事業があります。

複合開発事業とは、上の表の11から14に掲げている事業の種類の内いずれかに該当する2つ以上の事業により構成される事業群のうち、開発面積の合計が20ha以上のものをいいます。これを構成する事業のうち開発面積が15ha以上のものが対象事業となります。

環境影響評価法における対象事業

	第1種事業 (環境アセスメントを必ず行う事業)	第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路		
高速自動車国道 首都高速道路など 一般国道 林道	すべて 4車線以上のもの 4車線以上・10km以上 幅員6.5m以上・20km以上	— — 4車線以上・7.5km以上 10km未満 幅員6.5m以上・15km以上 20km未満
2 河川		
ダム、堰 放水路、湖沼開発	湛水面積100ha以上 土地改変面積100ha以上	湛水面積75ha以上 100ha未満 土地改変面積75ha以上 100ha未満
3 鉄道		
新幹線鉄道 鉄道、軌道	すべて 長さ10km以上	— 長さ7.5km以上 10km未満
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m以上 2,500m未満
5 発電所		
水力発電所 火力発電所 地熱発電所 原子力発電所 太陽電池発電所 風力発電所	出力3万kW以上 出力15万kW以上 出力1万kW以上 すべて 出力4万kW以上 出力5万kW以上	出力2.25万kW以上 3万kW未満 出力11.25万kW以上 15万kW未満 出力7,500kW以上 1万kW未満 — 出力3万kW以上 4万kW未満 出力3.75万kW以上 5万kW未満
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha以上 30ha未満
7 埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha以上 50ha以下
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
13 宅地の造成の事業(*1)	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
○港湾計画(*2)	埋立・掘込み面積の合計300ha以上	

(*1) 「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

(*2) 港湾計画については、特例の手続を実施することとなる(14ページ参照)。

出典：「環境アセスメント制度のあらまし」(環境省)

計画段階環境配慮書の作成について

1. 配慮書の趣旨

- 配慮書の手続は、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるためには、事業計画の熟度の低い早期の段階において、事業による重大な影響の回避・低減を検討し、その結果を反映をしていくことを趣旨としています。
- この制度は平成23年の環境影響評価法改正で導入され、県条例においても同様に制度化したものです。

2. 配慮書の作成の流れ（概要）

- ① 事業を実施する区域の位置、事業の規模または建造物等の構造もしくは配置に関する複数の案を設定します。（技術指針第2条の3）
- ② 設定した事業案から事業内容に係る「事業特性」と生態系や土地利用などの「地域特性」を把握します。「地域特性」については、入手可能な最新の既存文献等から把握します。（技術指針第2条の4）
- ③ 把握した「事業特性」と「地域特性」から事業が及ぼす影響の重大性を検討し、工事中・供用開始後ごと、大気・水質・生態系・文化財などの環境要素ごとに計画段階配慮事項を選定し、一覧に整理します。（技術指針第2条の5）
- ④ 複数案ごと、③の選定事項ごとに、選定した計画段階配慮事項の調査・予測・評価を行います。評価は環境影響の程度を整理し、複数案で比較します。（技術指針第2条の6～第2条の10）
- ⑤ 事業者は配慮書の手続終了後、配慮書の内容を踏まえ、知事意見が述べられたときにはこれを勘案して、事業案の位置等を決定して方法書を作成します。また、方法書以降の手続においては、配慮書の手続において収集、整理した情報や結果を活用します。

※ 近年、送付されるアセス図書において、配慮書段階で把握した「地域特性」が、計画段階配慮事項の選定や、その後の調査・予測・評価、環境保全措置の検討に活かされていないケースが見受けられますので、[参考資料4](#)も参考にしながら、十分に留意した上で手続を進めてください。

3. 既存資料の活用について

- 配慮書の作成では、地域特性の調査は既存資料の調査を進めることを基本としています。特に、配慮書では環境要素のうち「生態系」については、その保全上重要であって、まとまって存在する自然環境（自然林や湿原、水源かん養林、都市の樹林地など）に対する影響の程度の把握が必要とされており（技術指針第2条の6第3号）、事業予定地およびその周辺の関係する既存資料の把握が重要となります。
- 資料の調査や情報の活用は事業者において進める必要がありますが、県内の生態系に関する資料には、例として次のものがありますので、参照してください。

『環境アセスメントデータベース（EADAS）』（環境省大臣官房環境影響評価課）

<https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>

『生物多様性センター（環境省 自然環境局）』

<http://www.biodic.go.jp/>

『ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例』（滋賀県HP）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shizen/14014.html>

『滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県版レッドデータブック－』

（滋賀県生きもの総合調査委員会）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shizen/322847.html>

『生物多様性しが戦略 2024～自然・人・社会の三方よし～』

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shizen/14035.html>

『滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針』

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shizen/319680.html>

<その他の参考資料>

『計画段階配慮手続に係る技術ガイド』（環境省：環境影響評価情報支援ネットワーク）

http://assess.env.go.jp/files/0_db/seika/0064_01/guide.pdf

『環境アセスメント事例（全国の法対象事業）』（同上）

http://assess.env.go.jp/2_jirei/index.html

<参考：事業の複数案のイメージ>

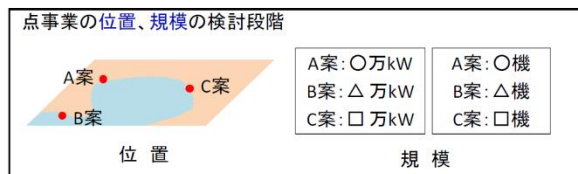


図 1-1 点事業における位置、規模の検討段階のイメージ

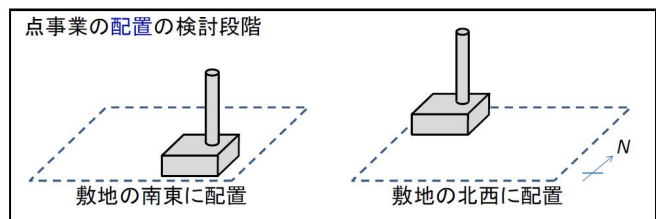


図 1-4 点事業における配置の検討段階のイメージ

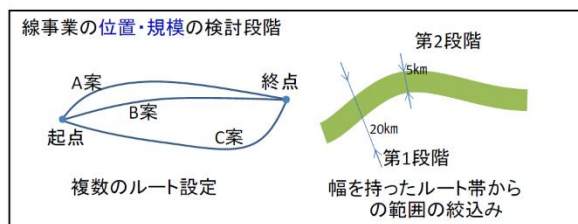


図 1-2 線事業における位置、規模の検討段階のイメージ

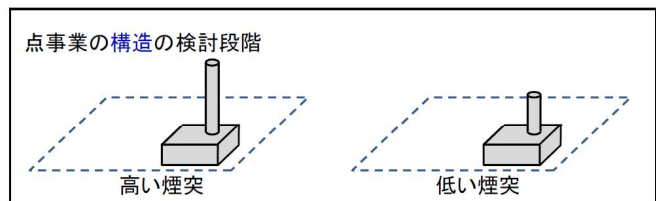


図 1-5 点事業における構造の検討段階のイメージ

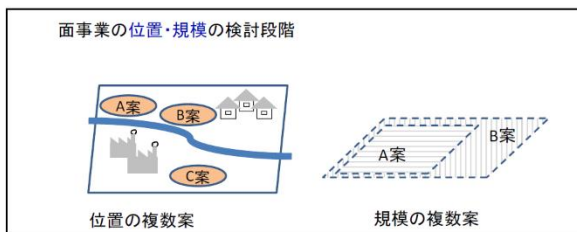


図 1-3 面事業における位置、規模の検討段階のイメージ

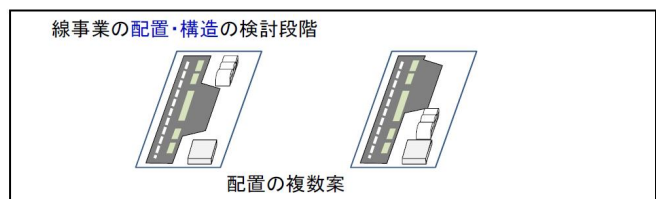


図 1-6 線事業における配置・構造の検討段階のイメージ

工場・工業団地造成事業に係る適用除外

1. 概要

- 令和 8 年 3 月の条例改正により、工場建設または工業団地の造成事業のうち、事業実施想定区域（対象事業実施区域）の全域が「一定の地域[※]」に含まれるものについては、配慮書・方法書に係る手続を要しないこととしています。
- この適用除外の対象は、森林地域や鳥獣保護区等と重ならないように設定された都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の工業専用地域等で実施される工場・工業団地の造成事業です。この適用除外の規定に基づき、手続の一部を省略しようとする場合は事業実施想定区域（対象事業実施区域）の全域が「一定の地域[※]」に含まれることを確認するため、様式例⑮を参考に説明書を作成し、必ず手続開始前に当課と協議してください。
- なお、上記の場合については、配慮書・方法書に係る手続は原則省略ですが、事業者の申し出により配慮書・方法書の手続を行うこともできます（その場合の申し出に係る参考様式はありません）。

※一定の地域：配慮書または方法書の手続を行わないことの手続上の支障がないと認められる地域として規則第 56 条第 1 項で定める地域

<適用除外>

- 配慮書・方法書の手続に係る適用除外の規定は、工場建設または工業団地造成であって、事業実施想定区域の全部が、環境の保全についての適正な配慮の観点から配慮書・方法書の手続を行わないことによる手続上の支障がないと認められる地域として規則で定める地域に含まれるものについて適用されます。
- ただし、事業者が知事に配慮書・方法書の手続の適用を受ける旨の申出をした場合については、適用除外の対象になりません。（条例第 53 条第 2 項）

<規則で定める地域>

- 条例第 53 条第 2 項の規則で定める地域は、以下の地域であって、(1)から(12)に掲げる区域または地域（適正な環境配慮の観点から、配慮書および方法書の手続が必要と考えられる区域または地域）を含まないものとします。
 - ・都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業専用地域
 - ・同法第 4 条第 1 項の都市計画において工業専用地域に指定する手続が開始されている地域
 - ・同法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に掲げる地区計画において工業専用地域に相当する建築物の用途の制限が行われている地域
 - ・地区計画において工業専用地域に相当する建築物の用途の制限を行う地域とする手続が開始されている地域であって、次に掲げる区域または地域を含まないものとする。
 - (1) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定により指定された土地の区域
 - (2) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 1 号に規定する自然公園の区域
 - (3) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域

- (4) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 16 条第 1 項に規定する測定計画において測定の地点が定められている河川法第 3 条第 1 項に規定する河川（本流に限り、琵琶湖を除く。）に係るものに限る。）の境界 から 200 メートル以内の区域
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (6) 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 14 条第 1 項に規定する原生自然環境保全地域または同法第 22 条第 1 項に規定する自然環境保全地域
- (7) 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 9 条第 2 項第 3 号に掲げる森林地域（以下「森林地域」という。）
- (8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域または同法第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (9) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区
- (10) 滋賀県自然環境保全条例（昭和 48 年滋賀県条例第 42 号）第 11 条第 1 項に規定する滋賀県自然環境保全地域または同条例第 1 項に規定する緑地環境保全地域
- (11) 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例（平成 4 年滋賀県条例第 17 号）第 8 条第 1 項に規定するヨシ群落保全区域（以下「ヨシ群落保全区域」という。）
- (12) ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 4 号）第 21 条第 1 項に規定する生息・生育地保護区 （規則第 56 条第 1 項）

2. 制度改正の目的

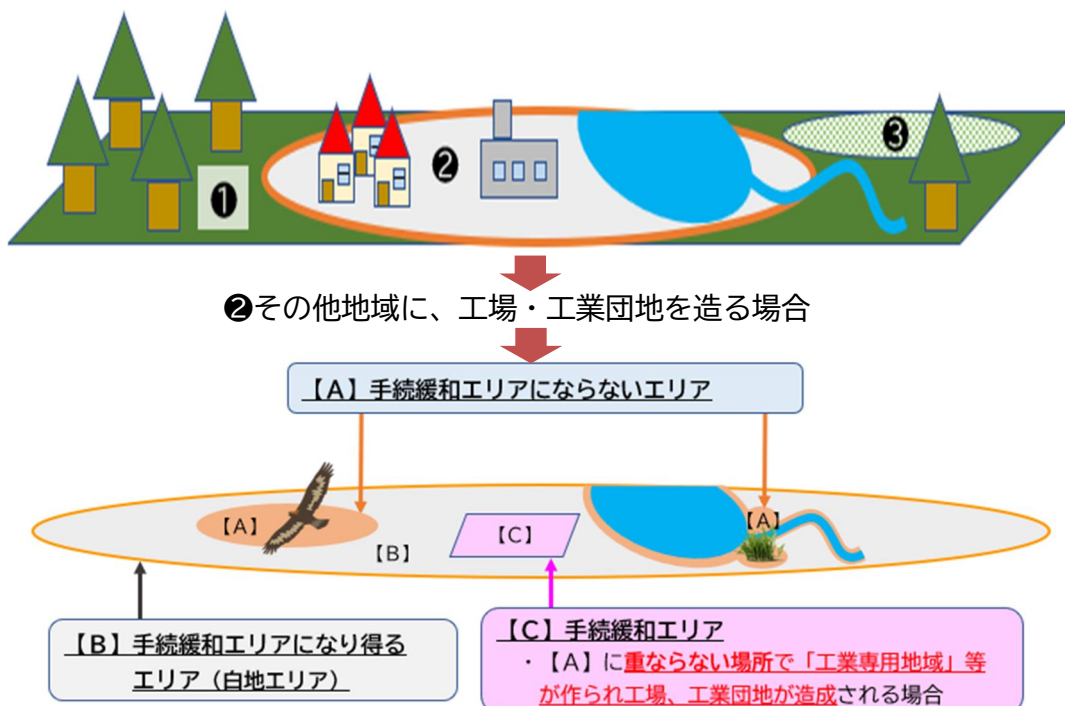
- 本制度改正は、造成される場所の土地利用の現況に応じて、「従来どおり手続を行う必要のある場所」と「手続の合理化を行って差し支えない場所」の区分を明確化し、手続にメリハリをつけることに重きをおくものです。
- 対象事業は、工場・工業団地の造成事業とします。これは、今後の人口減少社会を見据え、工場・工業団地に係る手続に必要以上の時間を要すると、土地の現況によっては、環境と経済・社会活動のバランスが崩れるばかりか、将来的に環境保全に携わる人や環境保全に充てる財源が乏しくなり、人と自然環境とのつながりの衰退を招くおそれがあるとの指摘を受けてのものです。
- これまで、工場等は公害の発生源として、環境法令に基づく規制対象としてきました。その一方で、MLGs（マザーレイクゴールズ・琵琶湖版 SDGs）、CO₂ ネットゼロ、ネイチャーポジティブなど持続可能な社会の実現に協働で取り組むパートナーでもあります。
- このため、既造成地などの環境アセス手続の一部（配慮書・方法書手続）を行わないことによる手続上の支障がないと認められる地域に工場等を誘導し、持続可能な社会づくりを協働で

進めることで、地域課題（里山の衰退、遊休農地・荒廃農地・放置森林の増加等）の解決や地域の魅力向上、健全なまちづくりの推進につなげる「攻めの環境保全」の視点からの制度改正です。

よって、この適用除外の適用を受ける事業者には、造成や操業による環境影響の低減に取り組むのは勿論のこと、持続可能な社会づくりへの協働が期待されます。

3. 制度のイメージ

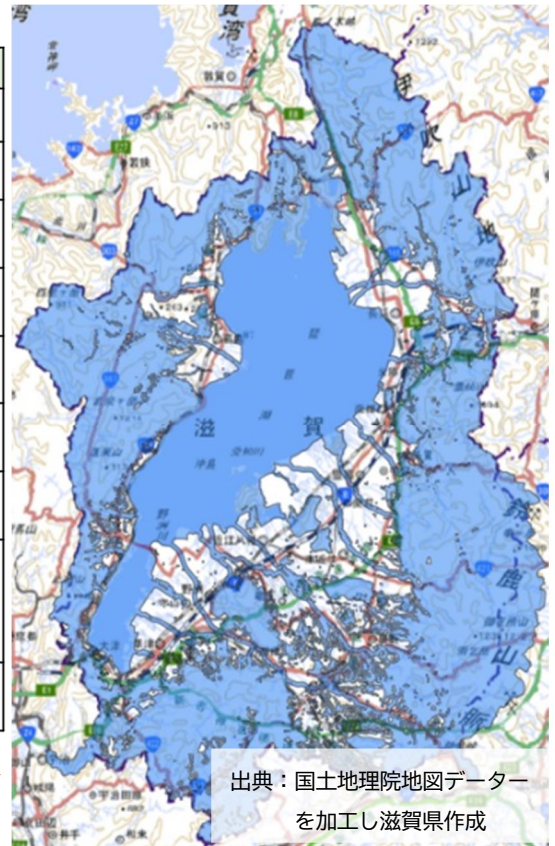
- 現行制度では、①森林地域、②その他地域、③自然公園に区分して面積要件を設定しています。改正条例の【C】 手続緩和エリアは、②その他地域を更に絞り込むことで設定しています。



【A】のエリア（手続緩和エリアにならないエリア）に重ならないように設定された工業専用地域等においては、アセス手続の一部（配慮書・方法書手続）を省略する。

【A】のエリア（手続緩和エリアにならないエリア）

区域名	根拠法令
1 砂防指定地	砂防法
2 地すべり防止区域	地すべり等防止法
3 河川区域の端から200mの範囲 (27河川に限る)	河川法・水質汚濁防止法
4 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
5 土砂災害警戒区域 (特別警戒区域を含む)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
6 鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
7 ヨシ群落保全区域	滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例
8 自然環境保全地域、 原生自然環境保全地域、 滋賀県自然環境保全地域、 緑地環境保全地域	自然環境保全法・ 滋賀県自然環境保全条例
9 希少野生動植物種の生息・ 生育地保護区	ふるさと滋賀の野生動植物との 共生に関する条例



上記の1～9の区域に森林地域（国土利用計画法）と自然公園（自然公園法・滋賀県立自然公園条例）を重ね合わせた区域（イメージ図）

出典：国土地理院地図データを加工し滋賀県作成

【A】のエリアの「3 河川区域の端から200mの範囲」の対象河川は、水質汚濁防止法に基づく「公共用水域等測定計画」に掲載している以下の河川です（令和8年4月1日現在では27河川）。

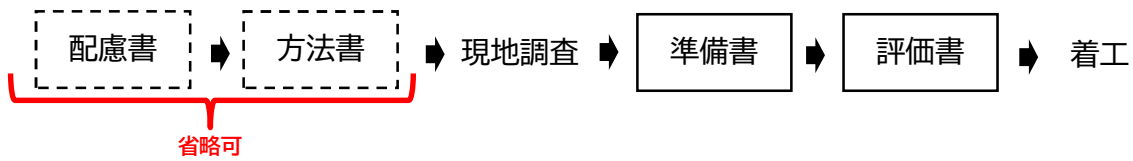
- ・瀬田川
- ・【南湖・瀬田川流入河川】天神川、大宮川、柳川、吾妻川、相模川、十禅寺川、葉山川、守山川、大戸川、信楽川
- ・【北湖東部流入河川】姉川、田川、天野川、犬上川、宇曾川、愛知川、日野川、家棟川、野洲川、白鳥川、長命寺川
- ・【北湖西部流入河川】大浦川、知内川、石田川、安曇川、和邇川

※河川本流に限ります。

『滋賀県公共用水域水質測定計画』（滋賀県 HP）

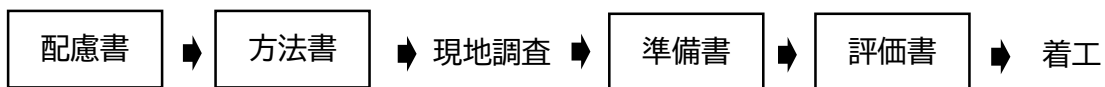
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/biwako/311000.html>

【C】のエリアでの工場・工業団地造成に係る手続（手続緩和エリア）



- ・省略する場合のパターンは、①配慮書・方法書とも省略、②配慮書のみ省略のどちらかです。
- ・配慮書手続を実施した場合、方法書手続は必須です。
- ・省略した場合であっても、準備書（方法書）において、計画段階環境配慮事項や調査・予測・評価の手法など、配慮書（方法書）段階で検討の求められる事項の記載は必須です。

それ以外の手続（上記の【A】【B】、①③のエリア等での手続） = 従来どおり



4. 配慮書・方法書の手続を省略しても差し支えないと判断するケース

○ 上記3（制度のイメージ）で区分した「【B】手続緩和エリアになり得るエリア」は、一旦人為的な土地の改変がなされている土地が主体であり、「環境影響の把握が比較的容易と考えられる土地」です。このため、【B】のエリアで計画される工場・工業団地の造成事業であれば、環境アセスメント手続の一部（配慮書・方法書の手続）を省略したとしても、環境アセスメント手続全体としては手続上の支障が少ないと考えられます。これは、工場建設が、他の大規模開発事業と異なり、造成後に、水質、大気、騒音・振動といった様々な環境法令による規制を受けることも考慮した制度です。

○ 一方で、【B】のエリアで計画される工場・工業団地の造成事業であっても、具体性のないものについてまで配慮書・方法書の手続を省略することは出来ません。このため、【B】のエリアの中で、【A】手続緩和エリアにならないエリア（森林・自然公園など）に重ならない形で設定された「都市計画法の工業専用地域」または「地区計画において工業専用地域に相当する建築物の用途の制限が行われている地域」を「【C】手続緩和エリア」として、手続の一部省略の対象とします。

また、このほか、「工業専用地域に指定する手続が開始されている地域」または「地区計画において工業専用地域に相当する建築物の用途の制限を行う地域とする手続が開始されている地域」についても、協議を行った上で手続の一部省略の対象とする場合があります。なお、工業専用地域等に限定する理由としては、騒音・振動などの環境影響を受ける可能性のある住宅等が建築できない用途の制限があるためです。

これらの規定の適用を希望する場合は、原則、市町担当課と十分に調整した上で、環境政策課と協議してください。

- 「手続が開始されている地域」か、否かについては、市町において地区計画等の案の作成に関する手続条例に基づく原案の公告・縦覧がなされている段階を目安に、協議を行った上で個別に判断します。これは、原案の公告・縦覧を行う段階であれば、地元や市町議会への説明が実施されており、審議会への諮問に係る準備が進められている可能性が高いためと考えております。

- しかしながら、「環境影響の把握が比較的容易と考えられる土地」か、否か、「手続が開始されている地域」か、否かについては、事業予定地周辺の状況に左右されることから、事業者が知事に配慮書・方法書手続の適用を受ける旨の申出をすることも出来る旨の規定を設けており、その場合は適用除外の対象になりません。

地域特性の把握等を行う際の留意事項

配慮書対象事業者は、事業予定地およびその周辺の地域特性等を把握した上で、計画段階配慮事項を選定し、方法書以降の調査・予測・評価や環境保全措置の検討につなげていく必要があります。

令和7年10月に出示された滋賀県環境審議会答申（環境アセスメント制度の見直しについて（第2次答申））では、近年の社会情勢の変化を踏まえ、配慮対象事業者が把握すべき地域特性に、ネイチャーポジティブ（自然再興）や琵琶湖システム（琵琶湖と共生する農林水産業）等の観点を踏まえることの必要性が示されました。

また、近年、本県に送付される環境影響評価図書には、地域特性の把握が不十分であるケース、把握した情報が調査・予測・評価や環境保全措置の検討に十分活用されていないケースが見受けられます。

このため、以下のとおり地域特性の把握を行う際の留意事項を示します。

1. 基本的な考え方

- 配慮対象事業者が把握すべき地域特性は、技術指針第2条の4第1項第2号ア～イに掲げるとおりですが、このうち、技術指針第2条の4第1項第2号イ（キ）および（ケ）に該当する事項として令和8年3月の改正で追加したものの具体例を下記「2. 地域特性として把握すべき事項」に示します。
- 景観計画や環境総合計画など従来把握されていたものに加え、これらの場所を配慮書段階でできる限り把握し、事業予定地に含まれる場合や事業予定地の周辺や下流域に存在する場合には、影響の評価や保全措置の検討等に努めてください。
- 配慮書・方法書の適用除外を受けた場合も、方法書以降の図書に掲載してください。

（計画段階環境配慮事項の検討に係る事業特性および地域特性の把握）

ア 省略

イ 社会的状況

（ア）～（カ）省略

（キ） 生物多様性の保全および持続可能な利用を目的とした民間団体等の取組の状況 【←令和8年3月追加】

（ク） 法令、条例等（以下「法令等」という。）の規定により環境の保全を目的として指定された地域その他の対象および当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

（ケ） 環境の保全および自然資源の持続可能な利用ならびに流域治水の推進等に関する計画等の内容 【←令和8年3月追加】

（コ） その他配慮対象事業に関し必要な事項

（技術指針第2条の4関係）

2. 地域特性として把握すべき事項（令和8年3月追加分）

(1) 琵琶湖システム関連

琵琶湖システムは、1000年以上に渡って受け継がれてきた滋賀県独自の農林水産業や、それによって育まれた食文化、景観などで2022年7月に「世界農業遺産」に認定されました。琵琶湖システムは世界的にも貴重な森・川・水田・湖のつながりであり、次の要素で構成されています。①伝統的な琵琶湖漁業、②魚のゆりかご水田、③環境に配慮した農業（環境こだわり農業など）、④水源林の保全、⑤伝統的食文化と祭礼。

配慮書段階の文献調査、方法書・準備書段階の現地調査やヒアリングにおいて、事業予定地およびその周辺、下流域にこのような場所が存在するか否かを可能な限り把握するとともに、必要に応じて、水質水象・動植物生態系・伝承文化等への影響の観点から予測評価を行い、環境保全措置の検討に努めてください。

『滋賀県公共用水域水質測定計画』（滋賀県 HP）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/biwako-system/>

(2) ネイチャーポジティブ、生態系・生物多様性の保全関連

私たちの暮らしは、生物多様性が育むさまざまな自然の恵み（生態系サービス）に支えられています。本県では、生物多様性の損失を止め、回復軌道に載せるネイチャーポジティブの実現に向けて、滋賀県の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本計画『生物多様性しが戦略』を策定し、取組を進めています。

このような趣旨を踏まえ、事業予定地およびその周辺、下流域に下記の場所が存在するか否かを可能な限り把握するとともに、必要に応じて、影響の予測評価を行い、環境保全措置の検討に努めてください。また、事業活動などを通じて、ネイチャーポジティブの実現に貢献するための取組についても積極的に検討し、アセス図書に記載するよう努めてください。

- OECM（(Other Effective area based Conservation Measures) 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）
- 自然共生サイト
- ラムサール条約の登録湿地
- イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン
- さとがわ指数、さとやま指数の高い場所^(注1)
- 重要拠点区域および生態回廊（滋賀県ビオトープネットワーク長期構想） など

『生物多様性しが戦略 2024～自然・人・社会の三方よし～』（滋賀県 HP）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shizen/14035.html>

『滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針』（滋賀県 HP）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shizen/319680.html>

『滋賀県ビオトープネットワーク長期構想』（滋賀県 HP）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shizen/322846.html>

『生物多様性「見える化」マップ』（環境省 HP）【自然共生サイト等の情報を掲載】

<https://www.biodiversitymap.env.go.jp/>

注1) さとがわ指数、さとやま指数の高い場所は、生物多様性しが戦略2024に掲載しています。必要に応じて、計画に掲載されている図表を引用し、事業予定地との位置関係を示してください。基本的に計画に示されている図表を引用する程度の調査精度で結構です。

「さとがわ指数の高いメッシュ」水辺環境の多様性が高く、魚類やトンボ類などの多様性が高いと考えられる地域。

「さとやま指数の高いメッシュ」里山環境の多様性が高く、里山に生息するサシバや、トンボ類、両生類などの多様性が高いと考えられる場所。

(3) NbS (Nature-based Solutions 自然を活用した解決策) 関連

NbSとは、自然環境を社会・経済・暮らし・文化の基盤として認識し、自然の恵みを活かして気候変動対策、防災・減災、地域経済の活性化などの社会課題の解決に役立てようとする取組です。グリーンインフラやEco-DRR（生態系を活用した防災・減災：Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）もこれに含まれ、自然災害に対する強靱性（レジリエンス）の向上と生物多様性保全の両方に貢献し、地域の社会・経済的な発展にも寄与するとして注目されています。

滋賀県では、持続可能で魅力ある県土づくりのため、このような自然環境が有する多様な機能を賢く活用したインフラ整備や土地利用等のグリーンインフラの取組をハード・ソフト両面から進めています。

このため、アセス図書においても、事業予定地およびその周辺に存在する下記の情報の把握に努め、環境保全措置や事業活動を通じて自然の有する機能の保全や維持向上に努めてください。

- 森林のもつ気候変動緩和機能
- 森林や農地の持つ洪水調整量および土砂流出防止量
- 一時的な水の貯留可能性がある場所
- 地形・地質等から雨水浸透機能が期待できる場所 など

上記の情報は、生物多様性しが戦略2024に掲載しています。計画に掲載されている図表を引用し事業予定地との位置関係を示してください。基本的に計画に示されている図表を引用する程度の調査精度で結構です。

『生物多様性しが戦略2024～自然・人・社会の三方よし～』（滋賀県 HP）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shizen/14035.html>

(4) 土砂災害防止・流域治水関連

近年、県内でも気候変動の影響が顕在化しています。配慮書段階で事業予定地およびその周辺が以下の地域（区域）に含まれるか否かを確認し、配慮書に図面で掲載し、必要に応じて関係行政機関との協議を行ってください。

- 砂防指定地（砂防法）、地すべり防止区域（地すべり等防止法）、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）、土砂災害警戒区域および土砂災害特別区域（指定前区域情報※を含む）（土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）
※指定前区域情報は県 HP で公開しています
- 滋賀県流域治水条例の「地先の安全度マップ」で「200年に一度の大雨で3m以上浸水するおそれがある区域」および「10年に一度の大雨で50cm以上浸水するおそれがある区域」
- 水防法の「3m以上の洪水浸水想定区域」および「家屋倒壊等氾濫想定区域」
- 河川区域の端から200mの範囲（滋賀県公共用水域水質測定計画に定められている27河川に限る）

『滋賀県防災情報マップ（水害・土砂災害）』（滋賀県 HP）

<https://shiga-bousai.jp/dmap/top/index>

『滋賀県公共用水域水質測定計画』（滋賀県 HP）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/biwako/311000.html>

廃棄物および温室効果ガスに係る予測・評価

- 令和7年10月に出示された滋賀県環境審議会答申（環境アセスメント制度の見直しについて（第2次答申））を踏まえ、計画段階配慮事項の選定（技術指針第2条の5第3項）に係る環境要素を以下のとおり改正しました。

■【改正前】

- (1)～(3) 省略
 (4) 環境への負荷の量の程度により予測および評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）
 ア 廃棄物等（廃棄物および副産物をいう。以下同じ。）
 イ 温室効果ガス等（排出または使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。）
 (5)～(6) 省略

■【改正後】

- (1)～(3) 省略
 (4) 環境への負荷の増減の程度により予測および評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）
 ア 廃棄物等（廃棄物、副産物、および残土をいう。以下同じ。）
 イ 温室効果ガス等（排出または使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。）
 (5)～(6) 省略

- 環境アセスメント対象事業となる大規模開発事業では、事業計画を検討する初期段階から、CO₂ ネットゼロ社会づくりやサーキュラーエコノミーの推進に係る取組を検討し、工事計画、施設的设计、事業活動等に反映していくことが重要です。
- 各アセス図書（配慮書・方法書・準備書・評価書）において、事業の各段階（工事前、工事中、施設供用後など）における温室効果ガスの排出量や吸収量、エネルギーの消費量や省エネ量、廃棄物の発生量や再資源化量などの見える化を進めるとともに、環境保全措置としてCO₂ ネットゼロ社会づくりやサーキュラーエコノミーの推進に資する取組の検討に努めてください。
- 特に、環境保全措置の検討に当たっては、国内外の動向を確認した上で、国や県、市町が策定している行政計画・目標と整合を図るよう努めてください。

（1）予測の例

- 【工事中】 ●重機の稼働、資材の運搬など工事中全期の温室効果ガス排出量
 ●事業予定地の森林伐採に伴う二酸化炭素吸収量の減少量
 ●造成に伴う廃棄物や残土の発生量、再資源化量
 【供用後】 ●事業活動に伴う温室効果ガス排出量（ライフサイクル全体やサプライチェーン全体の排出量の予測評価が望ましい）

- 植樹など吸収源対策による二酸化炭素吸収量の増加量
- 事業活動に伴う廃棄物の発生量や再資源化の量

(2) 評価の例

- 省エネルギー対策、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの利活用、吸収源対策、グリーン電力（再生可能エネルギー由来の電力）の利用、自動車に関する削減対策等による定量的な削減効果。また、その削減効果が行政目標と比較し実行可能な範囲で目標達成に貢献できているか。
- 廃棄物等の発生抑制量や再資源化量が行政目標と比較し実行可能な範囲で目標達成に貢献できているか。

(3) 環境保全措置について

- 太陽光発電、コージェネレーション等、温室効果ガスの発生を抑えるエネルギー源の導入
- 施設の ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化等、エネルギー効率の良い施設の整備や、木材やリサイクル材の活用など環境負荷の少ない資材活用や工法の検討
- 3Rやサーキュラーエコノミーにつながる取組の検討 など

『環境への配慮のための指針（淡海の暮らし～環境への心づかい～【第三版】）』

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyou/303665.html>

『滋賀県 CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画』

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondanka/324133.html>

『第五次滋賀県廃棄物処理計画』

<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/bosyuu/320398.html>